

## 第五章 併設学校等

### 一 第七臨時教員養成所

#### 一 第七臨時教員養成所設置\*

〔二〕  
文部省告示第二六三号

一九二三(大正一二)年四月五日

大阪外国語学校、京都帝国大学、九州帝国大学、東北帝国大学、第四高等学校及浜松高等工業学校内ニ臨時教員養成所ヲ置キ大正十二年四月ヨリ開始ス各臨時教員養成所ノ名称及其ノ学科左ノ如シ

大正十二年四月五日

名 称  
第五臨時教員養成所

文部大臣 鎌田榮吉  
学 科  
英語科

(大阪外国語学校内)

第七臨時教員養成所

(京都帝国大学内)

国語漢文科

第八臨時教員養成所

(九州帝国大学内)

数学科、物理化学科

第九臨時教員養成所

(東北帝国大学内)

数学科、物理化学科

第十臨時教員養成所

(第四高等学校内)

物理化学科

第十一臨時教員養成所

(浜松高等工業学校内)

数学科、物理化学科

### 二 第七臨時教員養成所規則

〔三〕

第七臨時教員養成所規則

第一条 本所ハ師範学校、中学校及高等女学校ノ教員タル  
ヘキ者ヲ養成スル所トス

第二条 本所ニ国語漢文科ヲ置キ修業年限ヲ二箇年トス  
第三条 学科課程左ノ如シ

| 学<br>科<br>目 | 学<br>年  |         |
|-------------|---------|---------|
|             | 第一学年    | 第二学年    |
| 修 身         | 一       | 一       |
| 教 育         | 二       | 二       |
| 国 語         | 一三      | 一三      |
| 漢 文         | 九       | 九       |
| 言 語 学       |         | 一       |
| 歴 史         | 二       | 二       |
| 地 理         | 一       |         |
| 英 語 (随 計)   | 二<br>三〇 | 二<br>三〇 |

第四条 学年及休業日ハ京都帝国大学通則第一章第一条第

二条ニ拠ル

第五条 本所生徒ノ收容人員ハ四十名以内トス内凡三十名

ヲ給費生トス

第六条 本所ニ於テハ授業料ヲ徴収セス

第七条 入学期ハ毎学年ノ始トス

第八条 入学ヲ許スヘキ者ハ品行善良、身体強健、志望鞏固ナル男子ニシテ左記各項ノ一ニ該当スル者ニ就キ管理者之ヲ選拔ス

一、師範学校、中学校卒業者

二、専門学校入学者檢定規程ニ依ル試験檢定合格者又

ハ同規程第八条第一号ニ該当者中一般専門学校入

学無試験檢定者トシテ指定セラレタル者

三、文部大臣ニヨリ中学校ノ学科程度以上ト認定セラ

レタル学校ノ卒業者

四、小学校本科正教員免許狀所有者

第九条 入学志願者ハ入学願書ニ履歷書、身体検査書、戸

籍謄本、出身学校長薦挙書(出身学校ヲ有セサル者ハ此限

リニアラス)ヲ添ヘ本所ニ差出スヘシ

第十条 入学者ハ保証人二名ヲ定メ本所ヨリ交付スル用紙

ニ誓約書ヲ認メテ差出スヘシ

第十一条 疾病又ハ事故ニ依リ欠席スル者ハ五日以内二届

出ツヘシ但シ病氣欠席一週間以上ニ渉ル者ハ医師ノ診断

書ヲ添フヘシ

第十二条 左記各号ノ一ニ該当スルトキハ退学ヲ命ス

一、正当ノ事由ナクシテ引續キ欠席六十日ヲ超ユル者

二、疾病若クハ其他ノ理由ニヨリ成業ノ見込ナキ者

第十三条 疾病又ハ已ムヲ得サル事故ニヨリ退学セントス

ル者ハ疾病ニ依ルトキハ医師ノ診断書ヲ添ヘ事故ニ依ル

トキハ事由ヲ詳記シ保証人連署ノ上願出ツヘシ但疾病ニ

ヨル外自己ノ便宜ノ為メ退学ヲ願出ツル者ハ授業費ヲ償

還セシメテ許可スルコトアリ但シ情状ニ依リ其全部若クハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第十四条 本所学規ニ違背シ生徒ノ本分ヲ守ラサル者アルトキハ放學ニ処ス

第十五条 各學年ノ及落ハ該學年間ニ於ケル平素ノ學業及試験ノ成績ヲ考査シテ之ヲ定ム

第十六条 卒業者ニ対シテハ卒業證書ヲ授与ス

第十七条 卒業者ハ卒業證書受得ノ日ヨリ左ノ期間引続キ教育ニ関スル職務ニ従事スル義務ヲ有ス

學資ノ支給ヲ受ケタル者ハ修業年限ノ一倍半、學資ノ支給ヲ受ケザル者ハ修業年限ノ二分ノ一ニ相当スル期間、其内最初ノ一個年ハ文部大臣ノ指定ニ從ヒ就職スル義務アルモノトス

第十八条 前条ノ外服務義務ニ関シテハ大正十年四月文部省令第廿九号高等師範學校等服務規則ニ拠ル

書式(第一号)

薦 挙 書

各學年成績調査書

何 某

| 學 年  | 修 身 | 国 語 | 各學年ノ通約 | 人同級ノ席次 | 各學年ノ人物考定 |
|------|-----|-----|--------|--------|----------|
| 第一學年 |     |     |        |        |          |

右証明ス  
年 月 日

何學校長氏名印

注意 (人物考定ハ品行、性質、志操、舉動、長所及短所等ヲ記載スルコト)

書式(第二号)(用紙美濃紙)

入 學 願 書

給費 希望(私費ニテモ可ナリ、又ハ希望セス)  
私儀第七臨時教員養成所生徒トシテ入学致度書類相添ヘ御願致シマス

年 月 日 現住所

何 某 印

第七臨時教員養成所管理者  
京都帝國大學總長 何 某 殿

書式(第三号)(用紙美濃紙)

履 歷 書

原籍

族籍(寄留者ハ寄留籍ヲ併記スヘシ)

戸主何某何男或ハ弟等

現住所  
生 所

(仮名ヲ附スヘシ)  
何 某

|                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                        |                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| <p>一、卒業証書、免許状、試験検定合格証書<br/>何年何月何日官道庁府県郡市町村（私）立何学校ニ於テ<br/>何学科卒業証書ヲ受ク等（証書写ヲ添フヘシ）</p> <p>一、学業<br/>何年何月何日ヨリ何年何月何日マテ何所何某ニ就キ何<br/>学科ヲ修業スル等</p> <p>一、職業<br/>何年何月何日道庁府県何々小学校訓導拝命何年何月何<br/>日依願免官或ハ現今在職等</p> <p>一、賞罰<br/>右之通相違無之候也</p> <p>年 月 日</p> <p>何 某 印</p> |                                                        | <p>生 年 月 日</p>                                         |
| <p>書式（第四号）</p> <p>誓 約 書</p> <p>私儀今般貴所ニ入学御許可相成候ニ就イテハ臨時教員養<br/>成所卒業者服務規則ヲ遵奉シ敢テ違背無之様可致ハ勿論<br/>始終勤勉一ニ国家教育ノ業務ニ従事可仕候也</p> <p>年 月 日</p> <p>何 某 印</p>                                                                                                          |                                                        |                                                        |
| <p>原 籍<br/>現住所<br/>原 籍<br/>現住所<br/>保 証 人<br/>何 某 印</p>                                                                                                                                                                                                 | <p>原 籍<br/>現住所<br/>原 籍<br/>現住所<br/>保 証 人<br/>何 某 印</p> | <p>原 籍<br/>現住所<br/>原 籍<br/>現住所<br/>保 証 人<br/>何 某 印</p> |

第七臨時教員養成所管理者

京都帝国大学総長 何 某 殿

〔注〕 制定年月日不明。

三 第七臨時教員養成所に数学科、物理化学科を増置\*。

文部省告示第一三六号  
一九二四（大正一三）年三月一九日

第三臨時教員養成所ニ国語漢文科、歴史地理科第七臨時教  
員養成所ニ数学科、物理化学科ヲ増置シ大正十三年四月ヨ  
リ開始ス

大正十三年三月十九日

文部大臣 江木 千之

四 第七臨時教員養成所廃止\*。

文部省告示第九一號  
一九三〇（昭和五）年三月三十一日

京都帝国大学内ニ設置セル第七臨時教員養成所及小樽高等  
商業学校内ニ設置セル第十四臨時教員養成所ハ昭和五年三

月三十一日限り之ヲ廃止ス

昭和五年三月三十一日

文部大臣 田中 隆三

## 二 附属医学専門部

一 帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件

勅令第三二五号

一九三九(昭和十四)年五月一三日(官報五月一五日)

朕帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十四年五月十三日

内閣総理大臣 男爵 平沼騏一郎

文部大臣 男爵 荒木 貞夫

勅令第三百十五号

第一条 東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学、北海道帝国大学、大阪帝国大学、名古屋帝国大学、新潟医科大学、岡山医科大学、千葉医科大学、

金沢医科大学、長崎医科大学及熊本医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ置ク

第二条 各臨時附属医学専門部ニ主事一人ヲ置キ当該帝国大学医学部ニ属スル教授又ハ当該医科大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス総長又ハ大学長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔注〕一九四〇・四・一七勅令第二七八号で全部改正。

二 臨時附属医学専門部学則

一九三九(昭和十四)年五月一五日

京都帝国大学臨時附属医学専門部学則

第一章 総 則

第一条 臨時附属医学専門部ハ医学ニ関スル學術ヲ授クル所トス

第二条 修業年限ハ四ケ年トス

第二章 学科課程

第三条 学科目及其ノ毎週教授時間數左ノ如シ

第 15 章 併設学校等

| 衛生法内外科産婦人科醫學 |   |   |   |   | 細菌學  | 藥物學  | 病理學  | 化學及醫化學 | 生理學  | 解剖學  | （生物學及植物學） | 數學及物理學 | 外國語  | 修身   | 學科目 |      |
|--------------|---|---|---|---|------|------|------|--------|------|------|-----------|--------|------|------|-----|------|
| 學            | 學 | 學 | 學 | 學 | 實習講義 | 實習講義 | 實習講義 | 實習講義   | 實習講義 | 實習講義 | 實習講義      | 實習講義   | 實習講義 | 實習講義 | 學期  |      |
|              |   |   |   |   |      |      |      | 六      | 二    | 一〇   | 二         | 四      | 三    | 一    | 第一期 | 第一學年 |
|              |   |   |   |   |      |      |      | 六      | 八    | 四    | 八         |        | 三    | 一    | 第二期 |      |
|              |   |   |   |   |      |      | 四    | 六      | 八    | 四    | 四         |        | 三    | 一    | 第三期 |      |
| 四            | 二 | 四 |   |   | 四    | 六    | 八    |        |      |      |           |        |      |      | 第一期 | 第二學年 |
| 二            | 四 | 二 | 四 |   | 六    | 四    | 二    | 四      |      |      |           |        |      |      | 第二期 |      |
| 三            | 四 | 六 | 六 | 二 |      |      | 四    |        |      |      |           |        |      |      | 第三期 |      |
| 三            | 四 | 六 | 六 |   |      |      |      |        |      |      |           |        |      |      | 第一期 | 第三學年 |
| 二            | 二 | 八 | 八 |   |      |      |      |        |      |      |           |        |      |      | 第二期 |      |
| 一            | 二 | 六 | 四 |   |      |      |      |        |      |      |           |        |      |      | 第三期 |      |
| 一            | 二 | 四 | 四 |   |      |      |      |        |      |      |           |        |      |      | 第一期 | 第四學年 |
| 一            | 二 | 四 | 四 |   |      |      |      |        |      |      |           |        |      |      | 第二期 |      |
|              |   |   |   |   |      |      |      |        |      |      |           |        |      |      | 第三期 |      |

| 耳鼻咽喉科学 | 皮膚科学 | 泌尿器科学 | 小兒科学 | 精神病学 | 各科外来患者 | 臨牀講義 | 軍陣医学 | 医事法学 | 社会衛生学 | 体操及教練 | 計  |
|--------|------|-------|------|------|--------|------|------|------|-------|-------|----|
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三二 |
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三二 |
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三二 |
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三一 |
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三一 |
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三一 |
|        | 三    |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三一 |
| 二      | 三    | 二     | 二    | 二    |        |      |      |      |       | 二     | 三一 |
| 二      | 二    | 二     | 二    | 二    |        |      |      |      |       | 二     | 三一 |
| 一      | 一    | 一     | 一    |      | 12     |      |      |      |       | 二     | 三一 |
| 一      | 一    | 一     | 一    |      | 12     | 随    | 随    | 随    | 二     | 二九    | 二九 |
| 一      | 一    | 一     | 一    |      | 12     | 時    | 時    | 時    | 二     | 二九    | 二九 |
|        |      |       |      |      |        |      |      |      |       | 二     | 三  |

教授上特別ノ必要アルトキハ学科目又ハ其ノ教授時間数ノ配当ヲ變更シ或ハ教授定時間外若ハ休業期間ニ於テ臨時講演ヲ聞カシメ又ハ実習ヲ課スルコトアルヘシ

### 第三章 学年、学期及休業

第四条 学年ハ四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第五条 学期ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期（自四月三十一日）

第二学期（自九月三十一日）

第三学期（自一月三十一日）

第六条 休業日左ノ如シ

大祭日

祝日

日曜日

京都帝国大学記念日

春季休業（自三月二十五日）

夏季休業（自七月十一日）

冬季休業（自十二月二十五日）

### 第四章 入学及在学

第七条 入学期ハ毎学年ノ始メトス

第八条 本専門部ニ入学シ得ル者ハ左ノ各号ノ一二該当ス

ル者タルコトヲ要ス

一 中学校卒業者

二 専門学校入学者検定規程ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

三 専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者

第九条 入学志願者ノ数入学セシムヘキ人員ニ超過シタルトキハ学業、身体及人物性行等ニ付選抜試験ヲ行フ選抜試験ノ方法ハ其ノ都度之ヲ定ム

入学志願者ノ数入学ヲ許可スヘキ人員ニ充タサルトキハ銓衡ノ上入学ヲ許可スルコトアルヘシ

第十条 入学志願者ハ入学志願者名票ニ卒業証書ノ写(又ハ卒業見込証明書若ハ合格証書ノ写)、写真及入学考查料金五四円ヲ添ヘ本専門部ヘ提出スヘシ

第十一条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人連署ノ在学証書ニ戸籍謄本及入学料金参四円ヲ添ヘ提出スヘシ

第十二条 第二学年以上ニ欠員アリタルトキハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付入学ヲ許可スルコトアルヘシ

一 高等学校高等科卒業者及大学予科修了者ニシテ銓衡セラレタル者

二 第八条ニ該当スル者ニシテ前各学年修了程度ニ依リ

行フ編入試験ニ合格シタル者

第十三条 前条ノ入学ニ関シテハ第七条乃至第十一条ヲ準用ス

第十四条 退学セシ者再入学ヲ願フトキハ銓議ノ上之ヲ許可スルコトアルヘシ

再入学ノ時期ハ第七条ニ依ルモノトス

第十五条 一旦納付シタル入学考查料ハ如何ナル理由アルモ之ヲ還付セス

第十六条 入学ヲ許可セラレタル者ハ現住所ヲ入学後一ヶ月以内ニ届出ツヘシ

第十七条 本人及保証人ノ身分上ノ移動並住所ノ変更アリタルトキハ直ニ届出ツヘシ

#### 第五章 欠席、休学及退学

第十八条 欠席スル者ハ理由ヲ具シ届出ツヘシ

欠席七日以上ニ亙ルトキハ保証人連署ヲ以テ届出ツヘシ但シ病氣ノ場合ハ医師ノ診断書ヲ添附スルヲ要ス

第十九条 病氣又ハ已ムコトヲ得サル事故ニ因リ三ヶ月以上修学スルコト能ハサル見込ノ者ハ願ニ依リ当該学年間休学ヲ許可スルコトアルヘシ但シ休学中ト雖モ復学ヲ願出テタル者ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十条 陸軍又ハ海軍ノ現役ニ服シ又ハ召集ニ応スル者

ハ其ノ服役又ハ召集ノ間休学トス

第二十一条 休学ノ事由止ミタルトキハ原学年ニ復学セシム

第二十二条 退学セントスル者ハ其ノ理由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出テ許可ヲ受ケヘシ

第二十三条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ニ退学ヲ命ス

一 性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二 学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三 二回継続シテ落第シタル者

四 引続キ一箇年以上欠席シタル者

五 正当ノ事由ナクシテ引続キ一箇月以上欠席シタル者

六 出席常ナラサル者

## 第六章 授業料

第二十四条 授業料ハ一学年金八拾円トシ左ノ通納付セシム

第一学期授業料金参拾円 自四月二十日 至四月二十日

第二学期授業料金参拾円 自九月一日 至九月二十日

第三学期授業料金式拾円 自一月八日 至一月二十日

第二十五条 既納ノ授業料ハ何等ノ理由アルモ還付セス

第二十六条 授業料ヲ納付期間内ニ納付セサル者ハ登校ヲ

## 禁止ス

第二十七条 欠席又ハ休学期間ト雖モ授業料ハ減免セス但シ第二十条ノ休学者ニハ其ノ期間月割ヲ以テ之ヲ免除ス

第二十八条 学費ノ支弁極メテ困難ナル生徒中成績優良ニシテ品行方正ナル者ニ対シ授業料ヲ減額又ハ免除スルコトアルヘシ

第二十九条 退学者ト雖モ当該学期ノ授業料ハ之ヲ納付セシム

第三十条 特別ノ理由アリテ成規ノ卒業成績考查ヲ受ケ得スシテ追試験ヲ許サレタル者ノ授業料ハ之ヲ徴セス

## 第七章 賞 罰

第三十一条 本専門部生徒ニシテ学術性行優良ナル者ハ之ヲ表彰スルコトアルヘシ

第三十二条 学則並諸規程ニ違背シタル者及生徒ノ本分ニ悖ル行為アリト認メタル者ハ其ノ軽重ニ従ヒ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ戒飭、停学及放校トス

## 第八章 試験、進級及卒業

第三十三条 試験ハ学期試験及卒業試験トス

第三十四条 学期試験ハ各学期ノ終ニ於テ当該学期中ニ履修シタル学科目ニ付之ヲ行フ

第三十五条 実習ハ担任教官ノ意見ニヨリ試験ヲ施行セス

シテ其ノ成績ヲ定ムルコトアルヘシ

第三十六条 各学科目ノ学期成績ハ学期試験ノ成績、勤惰及操行ヲ考查シテ之ヲ定ム

考查ノ方法並採点ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第三十七条 学年成績ハ各学期成績ノ平均ニ依ル

第三十八条 学年成績所定ノ標準以上ノ者ニ限り進級セシム

第三十九条 所定ノ授業日数ノ三分ノ一以上授業ヲ受ケサル者ハ学年成績ノ如何ニ拘ラス原級ニ止ム

第四十条 疾病又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ試験定日ニ出席シ難キトキハ其ノ旨ヲ具シ保証人連署ノ上届出ツヘシ但シ疾病ニ因ル場合ハ医師ノ診断書ヲ添フルコトヲ要ス

第四十一条 学期試験ニ欠席シタルモノニシテ事情已ムヲ得サルモノト認ムル者ニ限り次学期ノ始メニ追試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第四十二条 卒業試験ハ第四学年ノ終ニ於テ左ノ学科目ニ関シ学説及実地ニ付之ヲ行フ

内科学、外科学、整形外科学、産婦人科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、小兒科学、精神病学

第四十三条 卒業試験ニ欠席シタル者ニ対シテハ前条ノ試

験期間中ニ於テ適宜日時ヲ定メ追試験ヲ行フコトアルヘシ

第四十四条 卒業試験ノ受験期間中ニ受験スルコトヲ得サリシ学科目又ハ不合格トナリタル学科目アルタメ卒業シ得サル者ニ対シテハ次学年度ノ七月以降ニ於テ当該学科目ニ付更ニ試験ヲ行フ

第四十五条 学年成績所定標準以上ニシテ卒業試験ニ合格シタル者ニハ所定ノ卒業証書ヲ授与ス

第四十六条 本専門部卒業者ハ京都帝国大学附属医学専門部医学士ト称スルコトヲ得

#### 附 則

本学則ハ昭和十四年五月十五日ヨリ之ヲ施行ス

改正 昭一九・四・一達示三号、昭二一・五・一八達示七号、昭二二・三・一八達示八号、四二二達示一三号、九・九達示二三号、昭三・一〇・八達示一五号

〔注〕一九四四・四・一達示第三号で附属医学専門部学則に改称。

## 三 帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置

スルノ件改正〔抄〕〔教授、書記設置〕

勅令第二七八号

一九四〇（昭和一九）年四月一六日（官報四月一七）

朕昭和十四年勅令第三百十五号帝国大学及官立医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十五年四月十六日

内閣総理大臣 米内 光政

文部大臣 松浦鎮次郎

勅令第二百七十八号

第一条 東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大学、九州帝国大学、北海道帝国大学、大阪帝国大学、名古屋帝国大学、新潟医科大学、岡山医科大学、千葉医科大学、金沢医科大学、長崎医科大学及熊本医科大学ニ臨時附属医学専門部ヲ置ク

第二条 臨時附属医学専門部ニ左ノ職員ヲ置ク但シ東京帝国大学臨時附属医学専門部ハ教授ヲ欠ク

主事

教授

書記

第三条 主事ハ当該帝国大学医学部ニ属スル教授又ハ当該医科大学教授ノ中ヨリ文部大臣之ヲ補ス総長又ハ大学長ノ命ヲ承ケ専門部ノ事務ヲ掌理シ職員ヲ監督ス

第四条 教授ハ奏任トス生徒ノ教育ヲ掌ル

第五条 書記ハ判任トス上官ノ命ヲ承ケ庶務會計ニ従事ス

第六条 臨時附属医学専門部ノ専任職員ノ定員ハ別表ニ依ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔別表〕

| 臨時附属医学専門部職員定員表  |    |    |
|-----------------|----|----|
|                 | 教授 | 書記 |
| 京都帝国大学臨時附属医学専門部 | 二人 | 二人 |

〔京大関係のみ〕

改正

昭一六勅令五一、昭一七勅令四六七、昭一八勅令六一四、昭一九勅令二〇〇、昭二〇勅令三七二、昭二一勅令一四一、勅令二〇七、昭二二勅令九三、政令四三三、政令二〇四、政令二二四、昭二四政令八

〔注〕

一九四七・九・三〇政令第二〇四号で国立総合大学及び官立医科大学に附属医学専門部を設置するの件に改称。

一九四九・五・三二法律第一五〇号(国立学校設置法)で廃止。

#### 四 九州帝国大学官制外七勅令一部改正(抄)〔臨時附属医学専門部を附属医学専門部に改組、学生主事および学生主事補設置、主事を部長に改称〕

勅令第一〇〇号 〔二〕

一九四四(昭和一九)年三月三十一日(官報四月一日)

朕九州帝国大学官制外七勅令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十九年三月三十一日

内閣総理大臣 東條 英機  
文部大臣 子爵 岡部 長景

勅令第二百号

〔中略〕

第七条 昭和十五年勅令第二百七十八号中左ノ通改正ス

第一条中「臨時附属医学専門部」ヲ「臨時ニ附属医学専門部」ニ改ム

第一条ノ二 東京帝国大学、京都帝国大学、東北帝国大

学、大阪帝国大学及名古屋帝国大学ノ学生主事ハ総長ノ命ヲ承ケ生徒ノ指導監督ヲモ掌ル  
生徒ノ指導監督ヲ掌ラシムル為前条ニ掲グル大学ニ学生主事及学生主事補各一人ヲ置ク

第二条中「臨時附属医学専門部」ヲ「附属医学専門部」ニ、「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第三条中「主事」ヲ「部長」ニ改ム

第六条中「臨時附属医学専門部」ヲ「附属医学専門部」ニ改ム

別表ヲ左ノ如ク改ム

〔別表〕

| 附属医学専門部職員定員表  |    |    |     |    |
|---------------|----|----|-----|----|
| 京都帝国大学附属医学専門部 | 教授 | 九人 | 助教授 | 四人 |
|               | 助手 | 八人 | 書記  | 三人 |
|               |    |    |     |    |
|               |    |    |     |    |

〔京大関係のみ〕

〔中略〕

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

〔以下略〕

五 従前の規定による学校として存する医学専門学校の修業年限に関する件。<sup>〔二〕</sup>

文部省令第一六号  
一九四七(昭和二二)年七月二一日

学校教育法第九十八条第一項の規定により、従前の規定による学校として存する医学専門学校(大学附属医学専門部を含む以下同じ。)の修業年限は、五年とする。

前項の規定により公私立の医学専門学校が、修業年限に関する規定を変更するときは、文部大臣の認可を受けることを要しない。

附則

この省令は、昭和二十二年四月一日から、これを適用する。

昭和二十二年七月二十一日

文部大臣 森戸 辰男

六 国立学校設置法(附属医学専門部包括)<sup>〔二〕</sup>

法律第一五〇号  
一九四九(昭和二四)年五月三一日

第三条 (本文は二六頁参照)

七 国立学校設置法一部改正(抄)(附属医学専門部廃止)<sup>〔二〕</sup>

法律第二二号  
一九五二(昭和二七)年三月三一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法(昭和二十四年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条の表中(中略)「京都大学附属医学専門部」(中略)を削(る)。(中略)

附則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

(以下略)

## 三 第二高等学校

一 国立学校設置法(第三高等学校包括)<sup>〔二〕</sup>

法律第一五〇号  
一九四九(昭和二四)年五月三一日

第三条 (本文は二六頁参照)

二 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔第三高等学校廃止〕

〔二〕

法律第五一号

一九五〇（昭和二五）年三月三十一日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第一百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条〔中略〕京都大学の項中「京都大学附属医学専門第三高等学校

部」を「京都大学附属医学専門部」に〔中略〕改める。〔中略〕

附則

この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

四 工業教員養成所

一 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法〔抄〕

〔二〕

法律第八七号

一九六一（昭和三六）年五月一九日

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法をここに公布する。

御名 御璽

昭和三十六年五月十九日

内閣総理大臣 池田 勇人

法律第八十七号

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法

（目的）

第一条 この法律は、工業教員のすみやかな養成を図るため、国立工業教員養成所の設置等について定め、もつて高等学校における工業教育の拡充に伴う工業教員の需要の増加に対処することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「工業教員」とは、高等学校に

おいて工業の教科の教授を担任する教諭をいう。

(設置)

第三条 工業教員の養成を行なう教育施設として、臨時に、国立工業教員養成所(以下「養成所」という。)を設置する。

2 前項の養成所の名称及び位置は、次の表の上欄及び中欄に掲げるとおりとし、その養成所は、それぞれ同表の下欄に掲げる国立大学に附置されるものとする。

| 養成所の名称         | 位置   | 国立大学の名称 |
|----------------|------|---------|
| 北海道大学工業教員養成所   | 北海道  | 北海道大学   |
| 東北大学工業教員養成所    | 宮城県  | 東北大学    |
| 東京工業大学工業教員養成所  | 東京都  | 東京工業大学  |
| 横浜国立大学工業教員養成所  | 神奈川県 | 横浜国立大学  |
| 名古屋工業大学工業教員養成所 | 愛知県  | 名古屋工業大学 |
| 京都大学工業教員養成所    | 京都府  | 京都大学    |
| 大阪大学工業教員養成所    | 大阪府  | 大阪大学    |
| 広島大学工業教員養成所    | 広島県  | 広島大学    |
| 九州大学工業教員養成所    | 福岡県  | 九州大学    |

(学科)

第四条 養成所に置かれる学科は、養成所ごとに文部省令で定める。

(修業年限)

第五条 養成所の修業年限は、三年とする。

(入学資格)

第六条 養成所に入学することのできる者は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十六条第一項に規定する者とする。

(職員)

第七条 養成所に、所長を置く。

2 所長は、当該養成所が附置される国立大学の学長の命を受け、所務をつかさどり、所属職員を監督する。

3 養成所に、所長のほか、教授、助教授、助手及び事務職員を置く。

4 第一項及び前項に規定する職員のほか、養成所に、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(授業料その他の費用の免除及び猶予)

第八条 養成所が附置される国立大学の学長(以下この条において「学長」という。)は、工業教員の確保のため、養成所における授業料について、政令で定めるところにより、その一部の徴収を猶予することができ、また、当該授業料の一部の徴収を猶予された者が、養成所を卒業した後六月以内に工業教員となり、かつ、引き続き政令で

定める期間工業教員として在職したときは、政令で定めるところにより、その者に係る猶予された授業料の一部を免除することができる。当該授業料の一部の徴収を猶予された者が養成所を卒業した後において、その者について死亡その他やむを得ない事情が生じたときも、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、経済的理由によつて納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、養成所における授業料その他の費用の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収（前項の規定により徴収を猶予された者に係る授業料にあつては、その猶予された部分を除く部分の徴収）を猶予することができる。

（省令への委任）

第九条 この法律に規定するもののほか、養成所の組織、運営その他この法律の実施について必要な事項は、文部省令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

改正 昭四〇法律一五

〔注〕一九六九・六・九法律第四〇号で廃止。

二 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行

規則

〔二〕  
文部省令第一〇号  
一九六一（昭和三二）年五月一九日

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法（昭和三十六年法律第八十七号）第四条及び第九条の規定に基づき、国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則を次のように定める。

昭和三十六年五月十九日

文部大臣 荒木萬壽夫

国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法施行規則

（学科）

第一条 国立工業教員養成所（以下「養成所」という。）に置かれる学科は、次の表に掲げるとおりとする。

| 養成所の名称         | 上欄の養成所に置かれる学科     |
|----------------|-------------------|
| 北海道大学工業教員養成所   | 電気工学科、機械工学科、工業化学科 |
| 東北大学工業教員養成所    | 電気工学科、機械工学科、土木工学科 |
| 東京工業大学工業教員養成所  | 電気工学科、工業化学科、建築学科  |
| 横浜国立大学工業教員養成所  | 機械工学科、建築学科        |
| 名古屋工業大学工業教員養成所 | 工業化学科、建築学科        |
| 京都大学工業教員養成所    | 電気工学科、工業化学科、土木工学科 |
| 大阪大学工業教員養成所    | 電気工学科、機械工学科       |
| 広島大学工業教員養成所    | 電気工学科、機械工学科       |
| 九州大学工業教員養成所    | 機械工学科、工業化学科       |

## (所長)

第二条 養成所の所長(以下「所長」という。)は、当該養成所が附置される国立大学の学長若しくは教授又は当該養成所の教授をもつて充てる。

## (職員)

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和三十六年法律第八十七号)第七条第一項及び第三項に規定する職員のほか、各養成所に、講師、技術職員及び教務職員を置く。

## (職員の職務)

第四条 養成所の職員(所長を除く。)の職務は、次の各号のとおりとする。

- 一 教授及び助教授は、学生を教授する。
- 二 助手は、教授又は助教授の職務を助ける。
- 三 講師は、教授又は助教授に準ずる職務に従事する。
- 四 事務職員は、庶務、会計等の事務に従事する。
- 五 技術職員は、技術に関する職務に従事する。
- 六 教務職員は、教授研究の補助その他教務に関する職務に従事する。

## (事務部)

第五条 各養成所に、その事務を処理させるため事務部を置く。

- 2 事務部の長は、事務長とし、事務職員をもつて充てる。
  - 3 事務長は、上司の命を受けて事務部の事務を処理する。
- (学年)

第六条 養成所の学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(授業科目)

第七条 養成所の授業科目は、別表第二欄に掲げるとおりとする。

2 養成所においては、学則の定めるところにより、別表第二欄に掲げる授業科目のほか、必要と認める授業科目を開設することができる。

(課程修了の認定)

第八条 所長は、学生の養成所の全課程の修了を認めるに当つては、養成所に三年以上在学し、かつ、次の各号に掲げる授業科目の単位を含め九十三単位以上の単位を修得した者について、これを行なわなければならない。

一 別表第二欄に掲げる基礎教育科目に属する授業科目について同表第三欄に掲げる単位

二 学科の種類に応じ、別表第二欄に掲げる専門教育科目に属する授業科目について同表第三欄に掲げる単位  
三 別表第二欄に掲げる教職教育科目に属する授業科目について同表第三欄に掲げる単位

2 前項の単位の計算は、大学設置基準昭和三十一年文部省令第二十八号(第二十六条に規定する単位の計算方法に

より行なうものとする。

(学則)

第九条 所長は、次の各号に掲げる事項を規定した学則を定めなければならない。

一 修業年限、学年、学期及び授業を行なわない日に関する事項

二 学科組織に関する事項

三 教育課程及び授業日数に関する事項

四 単位の授与に関する事項

五 学生定員及び職員組織に関する事項

六 入学、退学、休学及び卒業に関する事項

七 懲戒に関する事項

八 授業料、入学料その他の費用の徴収に関する事項

九 その他必要な事項

2 所長は、前項の学則を定めようとするときには、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。学則を改正しようとするときも、同様とする。

(委任)

第十条 法令に別段の規定があるもののほか、養成所の運営について必要な事項は、所長が定める。

附 則

## 別表

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(国立学校設置法施行規則の一部改正)

2 国立学校設置法施行規則昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 国立工業教員養成所が附置される国立大学の事務局

長及び厚生補導に関する部の部長は、第五條第七項に規定するもののほか、学長の監督の下に、当該国立太学に附置される国立工業教員養成所の事務部の事務について総括し、及び調整する。

|        |                         |                 |
|--------|-------------------------|-----------------|
| 第一欄    | 第二欄                     | 第三欄             |
| 教育科目   | 第一欄の教育科目に属する授業科目        | 第二欄に掲げる授業科目の単位数 |
| 基礎教育科目 | 物理学、化学又は図学、数学解析、英語、ドイツ語 | 一七              |
| 専      | 電気基礎学                   | 一二              |
|        | 電力工学                    | 八               |
|        | 電気機械学                   | 七               |
|        | 電子工学                    | 一六              |
|        | その他の科目                  | 一七              |
| 門      | 機械基礎学                   | 一一              |
|        | 材料力学                    | 九               |
|        | 熱及び流体                   | 一六              |
|        | 機械工学                    | 七               |
|        | 機械工作                    | 七               |

第 15 章 併設学校等

| 教職教育科目            | 目 科 育 教                            |           |          |                      |                                           |                                            |                            |                |                         |                      |                                                                  |                       |             |             |           |                                                      |        |
|-------------------|------------------------------------|-----------|----------|----------------------|-------------------------------------------|--------------------------------------------|----------------------------|----------------|-------------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------|-----------------------|-------------|-------------|-----------|------------------------------------------------------|--------|
|                   | 建築学科                               |           |          |                      | 土木工学科                                     |                                            |                            |                | 工業化学科                   |                      |                                                                  |                       |             |             |           |                                                      |        |
| 教育原理、教育心理学、工業科教育法 | その他の科目                             | 材料及び施工    | 建築意匠     | 建築計画                 | 建築構造                                      | その他の科目                                     | 材料及び施工                     | 交通工学           | 河海工学                    | 構造工学                 | その他の科目                                                           | 化学工学                  | 有機工業化学      | 有機工業化学      | 無機工業化学    | 物理化学及び分析化学                                           | その他の科目 |
|                   | 建築設備、測量、建築法規、都市計画、建築経営、建築学現業実習又は見学 | 建築材料、建築工法 | 建築意匠、建築史 | 建築計画原論、建築計画各論、建築設計製図 | 材料力学、建築構造力学、構造材料実験、建築一般構造、鉄骨構造、鉄筋コンクリート構造 | 土木計画学、土木製図、設計及び製図、土質力学、土木法規、建築学概論、土木工学現業実習 | 測量学、土木施行学、土木材料学、土木機械学、土木経営 | 道路工学、鉄道工学、都市計画 | 水理学、河川工学、港湾工学、発電水力、衛生工学 | 構造力学、橋梁工学、鉄筋コンクリート工学 | 放射化学、石油化学、化学工業用材料、電気工学、機械工学、自動制御、化学機械設計製図、生産管理、工業経済、化学工業現業実習又は見学 | 化学反応、化学装置、化学計測、化学工学実験 | 有機化学、有機工業化学 | 無機化学、無機工業化学 | 物理化学、分析化学 | 工業材料、電気工学、工業計測、自動制御、生産管理、工業経済、機械工学実験、電気工学実験、機械工学現業実習 |        |
| 七                 | 一四                                 | 六         | 六        | 一四                   | 二〇                                        | 一四                                         | 一六                         | 六              | 一二                      | 一二                   | 一九                                                               | 一二                    | 八           | 七           | 一四        | 一七                                                   |        |

改正 昭四〇文令一一

〔注〕一九六九・六・九文部省令第一七号で廃止。

### 三 工業教員養成所學則

一九六二(昭和三七)年一月二五日  
〔八〕

京都大学工業教員養成所學則

#### 第一章 總則

##### (目的)

第一条 京都大学工業教員養成所は、高等学校の工業の教科の教授を担当する教員を養成することを目的とする。

(学科および入学定員)

第二条 京都大学工業教員養成所(以下「養成所」という。)の学科および入学定員は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学 科       | 入 学 定 員 |
|-----------|---------|
| 電 気 工 学 科 | 四〇名     |
| 工 業 化 学 科 | 四〇名     |
| 土 木 工 学 科 | 四〇名     |

##### (職員組織)

第三条 養成所に所長を置く。

2 養成所に、所長のほか、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員および教務職員を置く。

#### 第二章 学年、学期および休業日

##### (学年)

第四条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

##### (学期)

第五条 学期は、次の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

##### (休業日)

第六条 学年中の定期休業日は、次の各号に掲げる日とする。

一 日 曜 日

二 国民の祝日

三 京都大学創立記念日 六月十八日

四 春期休業日 四月一日から四月七日まで

五 夏季休業日 七月十一日から九月十日まで

六 冬季休業日 十二月二十五日から翌年一月七日まで

2 前項の定期休業日のほか、所長は、非常変災その他特別の事情がある場合には、臨時に授業を行なわないこと

ができる。

第三章 修業年限、在学期間および教育課程等

(修業年限)

第七条 修業年限は、三年とする。

(在学期間)

第八条 学生は、四年をこえて在学することはできない。

(教育課程)

第九条 教育課程は、基礎教育科目、専門教育科目および教職教育科目によつて編成するものとする。

2 前項に規定する教育科目にかかる授業科目の名称およびその単位数は、別表のとおりとする。

(授業日数)

第十条 学年中の授業日数は、三十五週にわたり、二百十日を原則とする。

(単位の授与)

第十一条 授業科目の単位は、授業科目ごとに、当該授業科目を履修し、かつ、試験に合格した者に対して与える。

2 前項の試験は、授業科目の種類により報告書または平素の成績等をもつて、これに代えることができる。

3 前二項に規定する試験等の成績は、優、良、可、不可の四段階の記号をもつて表示し、優、良、可を合格とす

る。

4 不合格科目の単位修得については、別に定める。

第四章 入学、休学、退学、懲戒、除籍および卒業等

業等

(入学資格)

第十二条 養成所に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

三 大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の出願)

第十三条 入学を志願する者は、指定の日までに、入学願書に、入学検定料および所定の書類を添えて所長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第十四条 所長は、入学志願者に対して選抜試験を行ない、その結果に基づいて入学を許可する。

(入学の手続)

第十五条 入学を許可された者は、指定の日までに、保証

人連署の誓約書、戸籍抄本その他必要な書類を所長に提出するとともに、入学料を納付し、かつ、所定の宣誓をしなければならない。

2 入学を許可された者が、やむを得ない事由による場合を除き、前項の手続を怠ったときは、入学の許可を取り消すものとする。

(学生票)

第十六条 学生は、別に定める学生票の交付を受けて、常に携帯しなければならない。

(休学)

第十七条 学生は、疾病その他の事由により二月以上にわたって修学することができない場合には、所長の許可を得て、休学することができる。

2 所長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対しては、休学を命ずることができる。

3 休学の期間は、引き続き一年をこえることができない。ただし、所長は、特別の事情があると認められるときは、さらに引き続き一年以内に限り休学を許可することができる。

4 休学は、通算三年をこえることができない。

5 休学期間は、在学期間に算入しないものとする。

(復学)

第十八条 休学した学生は、その休学期間が満了した場合には所長に届け出て、休学期間内にその事由が消滅した場合には、所長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第十九条 学生が退学しようとするときは、その事由を申し出て所長の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第二十条 所長は、学生が養成所の諸規則に違反し、または所内の秩序を乱し、その他学生の本分を守らないときは、懲戒の処分を行なうことができる。

2 懲戒の種類は、次のとおりとする。

訓告

停学

放学

3 停学二月以上にわたるときは、その期間は、在学期間に算入しない。

(除籍)

第二十一条 所長は、学生が次の各号の一に該当するときを除籍する。

一 疾病その他事故により成業の見込がない場合

二 授業料納付の義務を怠る場合

(卒業の要件)

第二十二條 養成所を卒業することができる者は、三年以上在学し、次の各号に定めるところにより、合計百十単位以上を修得することを必要とする。

一 基礎教育科目 二十五単位以上

二 専門教育科目 六十六単位以上

三 教職教育科目 七単位以上

2 前項に規定する卒業の要件をみたした者には、所長が卒業証書を授与する。

第五章 検定料、入学料および授業料等

(検定料)

第二十三條 検定料は、千円とする。

(入学料)

第二十四條 入学料は、五百円とする。

(授業料)

第二十五條 授業料は、年額七千二百円とする。ただし、うち四千八百円は、別に定めるところにより徴収猶予をすることができる。

2 前項の授業料は、四月および十月に、年額の二分の一

に相当する額を納入するものとする。

第二十六條 次の各号の一に該当する者については、別に定めるところにより授業料の免除または徴収猶予をすることができる。

一 学資の支弁が困難でありかつ学業優秀な者

二 特別の理由により授業料を納付することが困難な者

三 やむを得ない事情があると認められる者

2 休学中の授業料は別に定めるところにより免除する。  
3 停学を命ぜられた者は、その期間中であつても授業料を納付しなければならない。

第二十七條 納付した検定料、入学料および授業料は、返付しない。

第六章 補則

第二十八條 この学則を施行するため必要な事項は、総長の承認を得て所長が定める。

附則

(施行期日)

この学則は、昭和三十七年一月二十五日から施行し、昭和三十六年五月十九日から適用する。

別表

|                                            |                                                        |                                                                           |      |
|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------|
|                                            |                                                        | 基礎教育科目                                                                    | 教育科目 |
|                                            |                                                        | 三学科共通                                                                     | 学科   |
| 電力工学                                       | 電気基礎学                                                  |                                                                           | 学科目  |
| 電気法規及び施設管理<br>同発<br>同電工学及び配電工学第一<br>同電工学第二 | 電気基礎学<br>同交流理論及び過渡現象論<br>同電気計測<br>同電気磁気学第一<br>同電気磁気学第二 | 科学<br>経済学<br>哲学<br>法学<br>力学<br>英語<br>同数学<br>図学<br>化学<br>同物理<br>物理解<br>実験学 | 授業科目 |
| 二二二                                        | 一一二二三二二二                                               | 二二二二二四二四二二二                                                               | 必修   |
|                                            |                                                        | 二二                                                                        | 選択   |
|                                            |                                                        | 工業化学科のみ必修<br>電気工学科<br>土木工学科<br>必修                                         | 備考   |

## 第 15 章 併設学校等

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

| 教育科目   | 学 科 | 学 科 目 | 授 業 科 目                                            | 単 位          |     | 備 考 |
|--------|-----|-------|----------------------------------------------------|--------------|-----|-----|
| 教職教育科目 |     |       | 工 教 教<br>業 育 育<br>科 心 原<br>教 理 理<br>育 学 理<br>法 学 理 | 必 修<br>二 二 三 | 選 択 |     |

〔注〕一九七〇・三・三十一廃止。

#### 四 工業教員養成所協議員会規程

一九六二(昭和三七)年八月二九日

〔八〕

京都大学工業教員養成所協議員会規程

第一条 工業教員養成所に協議会（ア）をおく。

2 協議員会は、工業教員養成所に関する基本的事項について所長の諮問に應ずる。

第二条 協議員会は、次の者で組織する。

一 工業教員養成所長

二 工業教員養成所教授三名

三 京都大学関係部局長

四 京都大学教授のうちから所長の委嘱した者若干名

第三条 前条第二号および第四号にかける協議員の任期は、二年とする。ただし、再任をさまたげない。

第四条 所長は、協議員会を招集して、議長となる。

2 議長に事故があるときは、年長の工業教員養成所教授である協議員が代理する。

第五条 協議員会は、協議員の半数以上が出席しなければ開会することができない。

第六条 協議員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

第七条 議案は、所長から協議員会に附議する。

第八条 議長が必要と認めたときは、協議員以外の者に出席をもとめ、意見を聞くことができる。

第九条 議長は、事務官を会議に出席させ、議事録を作成させる。

附 則

この規程は、昭和三十七年四月一日から施行する。

〔注〕一九七〇・三・三一廃止。

五 国立学校設置法一部改正等〔抄〕〔工業教員養成所廃止〕

〔二〕  
法律第四〇号

一九六九(昭和四四)年六月九日

国立学校設置法の一部を改正する等の法律

〔中略〕

〔国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法の廃止〕

第三条 国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法  
〔昭和三十六年法律第八十七号〕は、廃止する。

附則

〔施行期日〕

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

〔国立工業教員養成所の存続に関する経過措置〕

2 国立工業教員養成所は、昭和四十四年三月三十一日に当該養成所に在学する者があるときは、第三条の規定にかかわらず、その者が当該養成所に在学しなくなる日ま

での間、存続するものとする。

〔国立工業教員養成所の授業料等の免除等に関する経過措置〕

3 昭和四十四年三月三十一日に国立工業教員養成所に在学する者又はすでにこれを卒業した者の当該養成所における授業料その他の費用の免除及びその徴収の猶予については、なお従前の例による。

〔国立工業教員養成所の卒業者の大学への編入学に関する経過措置〕

4 国立工業教員養成所を卒業した者の大学への編入学については、なお従前の例による。

〔以下略〕

## 五 医療技術短期大学部

### (一) 前身諸学校

#### 一 医科大学附属医院看護婦見習講習科規則

〔二三〕

達示第一七号

一九〇〇(明治三三)年一〇月九日

京都帝国大学医科大学附属医院看護婦見習講習科規則

第一条 看護婦見習講習科ハ一般患者ヲ看護スルノ方法ヲ

授クルモノトス

第二条 講習ノ期限ハ十ヶ月トシ授業時数ハ毎週六時トス

前項授業時間ノ外実習時間ハ一般看護婦勤務時間ニ依ル

第三条 講習ノ科目ハ左ノ如シ

一 看護婦心得

二 解剖学大意

三 生理学大意

四 繃帯学大意

五 医療器械学大意

六 病室整理法

七 薬餌用法

八 重病患者看護法附瀕死及死後ノ処置

九 伝染病患者看護法

十 精神病患者看護法

十一 小児病看護法

十二 急救療法

十三 手術介補

十四 防腐及制腐法

十五 患者運搬法

十六 各種看護法

十七 実習

第四条 講習生ノ募集期日ハ必要アルニ臨ミ其都度広告ス

ヘシ

第五条 講習生ハ品行方正身体健全年齢十八年以上三十五

年以下ノ女子ニシテ家事ニ係累ナキ者ニ限ル

第六条 講習生ハ左ノ科目ニ就キ入学試験ヲ施シ合格シタ

ル者ヲ採用ス

一 読書 仮名交り文

二 作文 往復文

三 筆算 加減乗除

四 体格

第七条 入学志願者ハ左ノ書式ノ願書ヲ差出スヘシ  
看護婦見習志願書

何府県何都市何町村何番地(寄留者ハ寄留地ヲ記スヘシ)

族籍何業何某長次女姉妹

氏 名

生 年 月

私儀看護婦見習志願ニ付御試験ノ上御採用被成下度別紙履歷書並ニ戸籍写相添ヘ父兄(親族)連署ヲ以テ此段相願候也

年月日

右本人

氏 名 印

何府県何都市何町村何番地

族籍職業父兄(親族)

保証人

氏 名 印

京都帝国大学医科大学附属医院長何誰殿

第八条 講習科ニ入学ヲ許可サレタル者ハ左ノ書式ノ在学証書ヲ差出スヘシ

在学証書

何府県何都市何町村何番地(寄留者ハ寄留地ヲ記スヘシ)

シ)

族籍職業何某長次女姉妹

氏 名

生 年 月

収入印  
紙貼用

私儀今般講習科ニ入学被差許候上ハ総テ御命令ニ従ヒ可申ハ勿論看護婦見習講習科規則ノ条件ニ違背仕間難候仍テ証書差出候也

年月日

本人 氏 名 印

前書ノ通相違無之ニ付万一本人ニ其義務ヲ尽サ、ルトキハ一切ノ条件保証人ニ於テ引受け処理可仕仍テ此段保証候也

何府県何都市何町村何番地父兄又ハ親族

保証人 氏 名 印

京都市上京区何町通何町上ル何町何番戸

(父兄又ハ親族ノ保証人ニシテ京都市内ニ居住スル場合ニ於テハ此連署ヲ要セス)

保証人 氏 名 印

京都帝国大学医科大学附属医院長何誰殿

第九条 講習生ニハ食料ヲ給シ制服制帽ヲ貸付シ本院看護婦寄宿舎内ニ寄宿セシム

第十条 講習生ハ講師医員事務員看護婦長ノ命ニ従ヒ業務

ニ服シ医院ノ諸規則ヲ遵守スヘシ

第十一条 全学期ノ終リニ於テ卒業試問ヲ行ヒ合格ノ者ニ

ハ卒業証書ヲ授与ス

第十二条 講習生ハ卒業後滿ニケ年間ハ医科大学附属医院

看護婦ヲ勤務スルノ義務アルモノトス

第十三条 中途退学ヲ願出ル者及前条ノ義務ヲ尽サ、ル者

ハ其情狀ニ依リ講習中支給シタル金額ノ全部又ハ其一部

ヲ一時ニ返納セシム

改正 明三五・七・二五達示一三号、明三六・一・一〇達示四号、

七・二八達示二九号、明三七・八・一九達示五号、明四四・

一一・二七達示三二号、大五・三・一七達示五号

## 二 医科大学附属医院産婆補習科規則

〔八〕

一九〇二(明治三五)年二月七日

### 産婆補習科規則

第一条 京都帝国大学医科大学附属医院内ニ産婆補習科ヲ

置キ明治三十二年内務省令第四十七号ニ依リ産婆試験合

格証書ヲ有スル者ヲシテ更ニ産婆ノ業務ニ関スル技術ヲ

補習セシム

但明治三十二年内務省令第四十七号發布以前ニ産婆ノ

免許ヲ得タル者ト雖モ現ニ産婆ノ業ヲ當ミ居ル者ハ時

宜ニ依リ本文ニ拠ラシムルコトアルヘシ

第二条 産婆補習科ノ授業ハ婦人科学産科学教室ニ於テ之

ヲ行フ其科目左ノ如シ

#### 一 消毒法

二 正規妊娠、分娩及其産褥ニ於ケル取扱法

三 異常妊娠、分娩及其産褥ニ於ケル取扱法

四 初生児取扱法

五 模型演習

六 実地演習

第三条 補習期間ハ一ケ年トシ募集ノ期日及人員ハ医院長

之ヲ定ム

第四条 入学志願者ハ甲号書式ノ願書ヲ差出スヘシ

第五条 補習科入学ノ許可ヲ得タル者ハ乙号書式ノ保証書

ヲ差出スヘシ

保証人ハ京都市内ニ於テ一家計ヲ立ツル丁年以上ノ者ニ

限ル

第六条 授業料ハ補習期間中金九円トシ之ヲ六回ニ分納セ

シム

第七条 補習生ハ通学トス但実地演習ノ為メ院内ニ宿泊セ

シムルコトアルヘシ

第八條 補習生ハ総テ院内ノ規律ヲ遵守シ掛員ノ指揮ニ従フヘシ

第九條 補習期ノ終ニ於テ試問ヲ行ヒ合格者ニハ証明書ヲ授与ス

第十條 補習中不都合ノ行為アルトキハ退学ヲ命ス

(甲号書式) 産婆補習科入学願

私儀産婆補習科入学志願ニ付別紙履歴書並産婆試験合格証書写相添此段相願候也

何府県何郡市何町村何番地(寄留者ハ寄留地ヲ併記スヘシ)

族籍何某長次女姉妹等

年月日

氏名

生年月日

京都帝国大学京都医科大学附属医院長何某殿

(乙号書式)

保証書

何府県何郡市何町村何番地(寄留者ハ寄留地ヲ併記スヘシ)

族籍何某長次女姉妹等

氏名

生年月日

右者今般産婆補習科へ入学許可相成候ニ付テハ同人補習中ニ係ル一切ノ事件拙者ニ於テ引受可申候仍テ保証候也

京都市何区何町何番地

族籍職業

年月日

保証人何某

生年月日

京都帝国大学京都医科大学附属医院長何某殿

改正 明三五・一〇・三二 達示二三号、明四四・一一・二七 達示三

二号、大五・八・一五 達示二二号、大九・八・一六 達示九号

### 三 医学部附属医院看護婦産婆養成所規則

〔八〕

達示第一〇号

一九二二(大正一一)年四月五日

#### 看護婦産婆養成所規則

第一条 本所ハ看護婦及産婆ヲ養成スル為メ之ニ必要ナル學術并技能ヲ授クルヲ以テ目的トス

第二条 本所ニ看護婦科并ニ産婆科ヲ置キ各其規則ヲ定ムルコト左ノ如シ

看護婦科

第三条 修業年限ヲ二年六ヶ月トシ之ヲニ学級ニ別チ第一

学級、第二学級各一年二ヶ月トス

第四条 第一学級ニ於テハ学科ヲ教授シ兼テ実習ヲ課シ第

二学級ニ於テハ専ラ実習ニ就カシム

第五条 学科目左ノ如シ

一 修身

一 解剖学

一 生理学

一 細菌学并消毒法

一 薬品取扱法

一看護学 第一部

一看護学 第二部

一看護学 第三部

一看護学 第四部

一 繃帶学

一 救急処置

一 産婆学

一 患者運搬法

一 関係法規

前項ノ外課外トシテ一科目若クハ数科目ヲ教授スルコト

アルヘシ

第六条 実習ハ教室、病舎及手術場ニ於テ看護婦ノ勤務ヲ

練習シ又ハ患者ニ附添ヒ看護ヲ実習セシムルモノトス

第七条 生徒ハ毎年四月及十月ニ入学セシム但臨時ニ之ヲ

募集スルコトアルヘシ

入学ヲ許可スヘキ人員ハ募集ノ都度之ヲ定ム

第八条 生徒ハ左記各号ニ該当スル女子ニ限ル

一 品行方正ナルコト

一 身体健全ナルコト

一 高等小学卒業以上ノ学力ヲ有スルコト

一 年齢満十六年以上ナルコト

一 配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト

第九条 入学志願者ハ体格検査ヲ行ヒ尚左ノ科目ニ就キ高

等小学校卒業程度ニ依リ入学試験ヲ行フ

一 講 読

一 作 文

一 書 取

一 算 術

一 応接試問

第十条 入学志願者ハ書式第一号ノ入学願書ニ履歴書、戸

籍謄本ヲ添ヘ本院ニ差出スヘシ

第十一条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ書式第二号ノ在学証書

ヲ本院ニ差出スヘシ但保証人ノ内一人ハ京都市内ニ居住

シ一家計ヲ立ツル身元確實ナル成年男子ニ限ル

第十二条 生徒ハ総テ本院内ニ寄宿セシム

第十三条 生徒ハ看護婦見習ヲ命シ日給及食料ヲ給シ制服  
制帽ヲ貸与ス

第十四条 各学科目毎ニ講義ノ終ニ於テ試問ヲ行ヒ第一学  
級ノ終ニ其成績ヲ定メ及第シタル者ハ進級セシム但欠席  
多キ学科ニ就テハ試問ヲ受クルコトヲ得ス

第二學級ノ終ニ於テ実習ノ成績ヲ考查シ及第シタル者ニ  
ハ卒業証書ヲ授与ス

第十五条 試問ノ成績ハ各科目百点ヲ以テ満点トシ一科目  
四十点以上平均六十点以上ヲ及第トス

第十六条 生徒卒業シタルトキハ引続キ京都帝国大学医学  
部附属医院看護婦トシテ満一ケ年間ニ成規ノ俸給ヲ受ケ  
勤務スヘキ義務アルモノトス

第十七条 生徒ハ総テ本院ノ規則ヲ遵守シ上長ノ指揮命令  
ニ従フヘシ

第十八条 生徒ニシテ不都合ノ行為アリタル者ハ事ノ輕重  
ニ依リ譴責又ハ停学ニ処シ若クハ退学ヲ命ス

第十九条 生徒ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者ハ退学  
ヲ命ス

第二十条 生徒ニシテ第一、第二兩學級中各所定ノ授業時

數各三分ノ一以上欠席シタル者ハ退学ヲ命スルコトアル  
ヘシ

第二十一条 中途退学又ハ義務年限中其義務ノ免除ヲ許サ  
ス但シ病氣其他特別ノ事情アリト認メタルモノハ此限リ  
ニアラス

第二十二条 前条ニ依リ特ニ退学又ハ義務ノ免除ヲ許可シ  
タル者若クハ退学ヲ命セラレ又ハ免職セラレタルモノハ  
在学中支給シタル金額ノ償還ヲ命ス但情狀ニヨリ其ノ一  
部又ハ全部ヲ免除スルコトアルベシ

書式第一号

入学願

原籍

現住所

何某幾女姉妹戸主等

氏名

生年月日

私儀貴院看護婦、産婆養成所看護婦科ニ入学志願ニ付御  
許可相成度履歴書、戸籍謄本相添へ父兄(親族)連署ヲ以  
テ此段相願候也

年月日

氏 名 ㊟

致候也

原籍

年月日

現住所

原籍

職業本人トノ關係

現住所

氏 名 ㊟

職業本人トノ關係

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

保証人 氏 名 ㊟

書式第二号

在学証書

印収紙入

原籍

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

保証人 氏 名 ㊟

現住所

何某幾女姉妹戸主等

産婆科

氏 名

第二十三条 修業年限ヲ二ケ年トシ第一学年ニ於テハ学科

生年月日

私儀今般貴院看護婦、産婆養成所看護婦科ニ入学御許可

ヲ教授シ兼テ実習ヲ課シ第二学年ニ於テハ主トシテ実習

相成候ニ付テハ御規則並御命令堅ク遵守可仕依テ証書差

第二十四条 学科目左ノ如シ

出候也

一修身

年月日

右

一解剖学

氏 名 ㊟

一生理学

前書ノ通り相違無之万一本入ニ於テ其義務ヲ尽ササルト

一細菌学及消毒法

キハ保証人ニ於テ一切引受ケ処理可仕茲ニ連署ノ上保証

一看護学

一 正規妊娠、分娩、産褥及其取扱法

一 異常妊娠、分娩、産褥及其取扱法

一 初生児取扱法及初生児疾病看護法

一 模型演習

一 実地演習

一 産婆学臨床講義

一 婦人科疾病一般取扱法

一 産婆心得

前項ノ外課外トシテ一科目若クハ数科目ヲ教授スルコト

アルヘシ

第二十五条 第二学年ニ於ケル実習ハ専ラ婦人科産科ニ配

属シテ産婆ノ職務ヲ実地練習セシムルモノトス

第二十六条 生徒ヲ別チテ第一部第二部ノ二種トシ第一部

生ハ一般ヨリ第二部生ハ本院看護婦中ヨリ募集ス

但第二部生ハ修業中看護婦ヲ退職スルコトヲ得ス

第二十七条 第一部生ハ毎年四月第二部生ハ毎年四月及十

月ニ入学セシム但入学ヲ許可スヘキ人員ハ四月ニ於テハ

第一部約二十名第二部約十名十月ニ於テハ約十名トス

第二十八条 生徒ハ左記各号ニ該当スル女子ニ限ル

一 品行方正ナルコト

一 身体健全ナルコト

一 高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルコト

一 年齢満十八年以上ナルコト

一 家事ニ係累ナキコト

第二十九条 第一部入学志願者ハ体格検査ヲ行ヒ尚左ノ科

目ニ就キ高等小学校卒業程度ニ依リ入学試験ヲ行フ

一 講 読

一 作 文

一 書 取

一 算 術

一 応接試験

第三十条 第二部入学志願者ハ体格検査並入学試験ヲ行ハ

ス

但入学志願者数其ノ入学セシムヘキ定員ヲ超過シタルト

キハ別ニ定ムル方法ニヨリ選抜シテ入学ヲ許可ス

第三十一条 第一部入学志願者ハ書式第一号ノ入学願書ニ

履歴書、戸籍謄本、最近撮影ノ写真、受験料金参円ヲ相

添ヘ本院ニ差出スヘシ

但既納ノ受験料ハ如何ナル事情アルモ之ヲ還付セス

第二部入学志願者ハ書式第二号ノ入学願書ヲ本院ニ差出

スヘシ

第三十二条 入学ノ許可ヲ得タル者ハ書式第三号ノ在学証

書ヲ本院ニ差出スヘシ但保証人ノ内一人ハ京都市内ニ居住シ一家計ヲ立ツル身元確實ナル成年男子ニ限ル

第三十三条 生徒ハ総テ本院内ニ寄宿セシム

第三十四条 第一部生ニハ総テ制服制帽ヲ貸与シ第二学年ニ於テハ食料ヲ給ス

第三十五条 第一部生ヨリハ授業料ヲ徴収ス

授業料ハ一ケ年金拾五円トシ四月、九月、一月ノ三回ニ別チ毎回金五円ヲ前納スヘシ但既納ノ授業料ハ如何ナル事情アルモコレヲ還付セス

第三十六条 試問ヲ別チテ前期及後期トシ前期試問ハ各学科目毎ニ講義ノ終ニ於テ之ヲ行ヒ第一学年ノ終ニ其成績ヲ定メ及第シタル者ハ進級セシム後期試問ハ第二学年ノ終ニ於テ行ヒ及第シタル者ニハ卒業証書ヲ授与ス但欠席多キ科目ニ就テハ試問ヲ受クルコトヲ得ス

第三十七条 試問ノ成績ハ各科目百点ヲ以テ満点トシ一日四十点以上平均六十点以上ヲ以テ及第トス

第三十八条 生徒ハ総テ本院ノ規則ヲ遵守シ上長ノ指揮命令ニ従フヘシ

第三十九条 生徒ニシテ不都合ノ行為アリタル者ハ事ノ輕重ニ依リ譴責又ハ停学ニ処シ若クハ退学ヲ命ス

第四十条 生徒ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者ハ退学

ヲ命ス

第四十一条 生徒ニシテ第一、第二、両学年中各所定ノ授業時数各三分ノ一以上欠席シタル者ハ退学ヲ命スルコトアルヘシ

第四十二条 生徒不得止事情ノ為メ退学セントスルトキハ保証人二名連署ノ上願出テ許可ヲ受クヘシ

第四十三条 生徒ニシテ中途退学ヲ為ス者若クハ退学ヲ命セラレタル者ハ在学中支給シタル食費並被服料ヲ償還セシム但情状ニヨリ其一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルヘシ

# 書式第一号

## 入 学 願

原 籍

現住所

何某幾女姉妹戸主等

氏 名

生 年 月 日

私儀貴院看護婦、産婆養成所産婆科第一部ニ入学志願ニ付試験ノ上御許可相成度履歴書、戸籍謄本及受験料金參円相添へ此段相願候也

年月日

右

氏名 ㊦

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

書式第二号

入学願

私儀貴院看護婦、産婆養成所産婆科第二部ニ入学志願ニ付御許可相成度此段相願候也

年月日

右

氏名 ㊦

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

書式第三号

在学証書

原籍

現住所

何某幾女姉妹戸主等

氏名

生年月日

私儀今般貴院看護婦、産婆養成所産婆科第一部(第一部)

ニ入学御許可相成候ニ付テハ御規則並御命令堅ク遵守可仕依テ証書差出候也

年月日

右

氏名 ㊦

前書ノ通り相違無之万一本入ニ於テ其義務ヲ尽ササルトキハ保証人ニ於テ一切引受ケ処理可仕茲ニ連署ノ上保証致候也

年月日

原籍

現住所

職業本人トノ関係

保証人氏名 ㊦

京都市何区何通何町何番地

職業本人トノ関係

保証人氏名 ㊦

京都帝国大学医学部附属医院長何某殿

附則

看護婦科ニ限り大正十年十月迄ニ入学シタル者ノ修業年

限ハ仍従前ノ規則ニ依ル

改正

大・三・三・一〇達示六号、昭一四・二・一八達示二号、一  
二・一九達示一八号、昭一六・七・二九達示九号、昭一八・  
八・一八達示五号、昭一九・四・一達示一一号

四 東京帝国大学官制外二十一勅令一部改正〔看護婦養成

施設設置〕

〔二〕

勅令第三七二号

一九四五(昭和二〇)年六月十五日(官報六月一六日)

第十条 〔本文は三〇〇頁参照〕

五 医学部附属医院厚生女学部学則

〔一三〕

一九四六(昭和二一)年五月一七日

京都帝国大学医学部附属医院厚生女学部学則

第一章 総 則

第一条 京都帝国大学医学部附属医院厚生女学部ハ医術補

助員ニ須要ナル學術技能ヲ習得セシメ且女子ニ須要ナル

高等普通教育ヲ施シ国民ノ鍊成ヲ為スヲ以テ目的トス

第二条 本校ノ修業年限ハ二年トス

第三条 本校ノ生徒定員ハ三百四十人トス

第二章 学年学期及休日

〔二六〕

第四条 学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月卅一二終ル  
学年ハ之ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期 自四月一日 至 八月卅一日

第二学期 自九月一日 至十二月卅一日

第三学期 自一月一日 至 三月卅一日

第五条 授業ヲ行ハザル日左ノ如シ

一、祝日及祭日

二、皇后陛下御誕辰日

前項各号ノ外主事ニ於テ必要ト認ムル場合日曜日並ニ学  
期ノ始期及終期等ニ於テ教授ヲ行ハザルコトアルベシ

第三章 教科及修練課程並ニ毎週教授時数

第六条 教科及修練課程並ニ毎週教授時数ハ左表ノ如シ

[illegible]

備 考

- 一、芸能科其ノ他必要ナル教科及科目ハ課程外トシテ之ヲ課スルコトアルベシ
- 二、課程外ニ於テ修練及実習ヲ課スルコトアルベシ
- 三、実習ハ教室又ハ病舎及手術場ニ於テ将来看護婦タルノ勤務ヲ実習シ又ハ患者ニ附添ヒ看護ヲ実習セシムルモノトス

第四章 成績考查課程修了及卒業

- 第七条 生徒ノ学業成績ハ学期試験学年試験及卒業試験ニ分チ之ヲ考查ス
- 第八条 学業成績ノ考查ハ教科修練及実習並ニ平素ノ勤怠等ニ付之ヲ行フ
- 第九条 第一学年ニ於テ所定ノ教科及修練課程ヲ履修シタル者ハ之ヲ進級セシム
- 第十条 本校所定ノ全学年ノ課程ヲ修了シタル者ニハ卒業

|                   |    |    |    |    |    |    |   |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|---|
| 調剤法               |    |    |    |    |    |    |   |
| 食餌法               |    |    |    |    |    |    |   |
| 消毒法               |    |    |    |    |    |    |   |
| 救急処置法             |    |    |    |    |    |    |   |
| 一般看護法(治療介補)       |    |    |    |    |    |    |   |
| 内科病患者看護法          |    |    |    |    |    |    |   |
| 外科病患者看護法          |    |    |    |    |    |    |   |
| 繃帶学               |    |    |    |    |    |    |   |
| 医科機械取扱法           |    |    |    |    |    |    |   |
| 小兒科病患者看護法及育児法     |    |    |    |    |    |    |   |
| 皮膚科泌尿器科病患者看護法     |    |    |    |    |    |    |   |
| 耳鼻咽喉科病患者看護法       |    |    |    |    |    |    |   |
| 産婦人科病患者看護法及妊産婦看護法 |    |    |    |    |    |    |   |
| 精神病患者看護法          |    |    |    |    |    |    |   |
| 眼科病患者看護法          |    |    |    |    |    |    |   |
| 齒科病患者看護法          |    |    |    |    |    |    |   |
| 修練及実習             | 三  | 三  | 三  | 四  | 四  | 四  |   |
| 合 計               | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 三六 | 四 |

証書ヲ授与ス

第五章 入学休学退学褒賞及懲戒

第十一条 生徒ヲ入学セシムベキ時期ハ学年ノ始ヨリ三十

日以内トス但シ欠員アル場合ニ限り第二学期ノ始ニ於テ  
入学ヲ許可スルコトアルベシ

第十二条 第一学年ニ入学ヲ志願シ得ル者ハ国民学校高等

科修了者若ハ高等女学校第二学年ノ課程ヲ修了シタル者  
又ハ之ト同等以上ノ学力アリト認メラレタル者ニシテ左  
ノ各号ノ資格ヲ有スルモノトス

一、身体強健ナルコト

二、品行方正ナルコト

三、年齢満十四年以上二十五年未満ナルコト

四、配偶者ナク且家事ニ係累ナキコト

第十三条 入学志願者ニ対シテハ国民学校高等科修了程度

ニ依ル学力考查人物考查並ニ身体検査ヲ行ヒ出身学校長  
ノ内申書ヲ較量シ其ノ許否ヲ決ス

第十四条 特別ノ事情アル場合ニ限り第二学年ニ入学ヲ許

可スルコトアルベシ、第二学年ニ入学ヲ許可スベキ者ハ  
第十二条所定ノ資格ヲ有シ且前学年ノ課程ヲ修了シタル  
者ト同等ノ学力ヲ有スル者ニシテ当該学年ノ程度ニ於テ  
行フ検定ニ合格シタル者トス

第十五条 退学シタル者退学シタルトキヨリ一年以内ニ再

入学ヲ志願スルトキハ銓衡ノ上原学年以下ニ入学ヲ許可  
スルコトアルベシ

第十六条 入学志願者ハ書式第一号ノ入学願書ニ履歷書並

ニ出身国民学校長ノ内申書ヲ添へ出身学校經由ノ上主事  
ニ差出スベシ

第十七条 入学ヲ許可セラレタル者ハ保証人ヲ定メ入学後

十日以内ニ書式第二号ノ誓書ニ戸籍抄本ヲ添へ主事ニ差  
出スベシ

前項ノ期間内ニ手續ヲ為サザル者ニ対シテハ入学許可ヲ

取消スコトアルベシ

第十八条 保証人ハ二人トシ一人ハ父兄又ハ後見人他ノ一

人ハ京都市内若ハ其ノ隣接地域内ニ居住シ一家計ヲ樹ツ  
ル身元確實ナル者ニシテ生徒ノ身上ニ係ル一切ノ事項ニ  
付其ノ責ニ任ズベキモノタルコトヲ要ス

第十九条 本人及保証人ノ身分上ノ異動又ハ住所ニ変更ア

リタルトキハ直ニ届出ツベシ

第二十条 生徒疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ欠席セ

ントスルトキハ其ノ理由ヲ具シ届出ツベシ

疾病ノ為欠席七日以上ニ亘ルトキハ前項ノ届書ニ医師ノ  
診断書ヲ添付スベシ

第二十一条 生徒ハ主事ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ他ノ学

校ニ入学ヲ志願シ又ハ各種ノ試験ニ応ズルコトヲ得ズ

第二十二条 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ三月以上

修学スルコト能ハザル者ハ医師ノ診断書又ハ其ノ事由ヲ

証スル書面ヲ添ヘ保証人連署ノ上願出デ主事ノ許可ヲ得

テ一年以内休学スルコトヲ得但シ其ノ事情尚継続スル場

合ニ限り主事ノ許可ヲ得テ更ニ一年以内休学スルコトヲ

得

第二十三条 主事ハ特別ノ必要アリト認メタル者ニハ休学

ヲ命ズルコトアルベシ

第二十四条 休学ノ事由止ミタルトキハ詮議ノ上原学年以

下ニ復学セシム

第二十五条 疾病其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ依リ退学セン

トスル者ハ其ノ事由ヲ詳記シ保証人連署ヲ以テ願出デ主

事ノ許可ヲ受クベシ

第二十六条 主事ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ総長ノ

許可ヲ得テ退学ヲ命ズルコトアルベシ

一、性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

一、疾病又ハ学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル

者

一、引続キ一年以上欠席シタル者

一、正当ノ事由ナクシテ引続キ一月以上欠席シタル者及

出席常ナラザル者

第二十七条 操行学業共ニ優秀ナル者其ノ他特殊ノ善行ア

リテ他ノ模範トナルベキ者ハ主事ニ於テ之ヲ褒賞スルコ

トアルベシ

第二十八条 生徒ニシテ本校諸規則、命令若ハ訓育趣旨ニ

違背シ又ハ生徒ノ本分ニ悖ル行為アリタルトキハ其ノ輕

重ニ從ヒ主事之ヲ懲戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ譴責謹慎及停学トス

第二十九号<sup>(マ)</sup> 生徒ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ授業

費及在学中支給シタル学資ノ償還ヲ命ズ

但シ情状ニ依リ其ノ一部又ハ全部ヲ免除スルコトアルベ

シ

一、中途退学為シタル者

一、退学ヲ命ゼラレタル者

一、卒業後義務期間中指定シタル職務ニ従事セザル者若

ハ免職セラレタル者

第七章<sup>(マ)</sup> 授業料入学料学資及義務

第三十条 授業料及入学料ハ之ヲ徴収セズ

第三十一条 生徒ニハ学資トシテ月額金二十五円ヲ給与ス  
但シ支給当初ノ月ハ支払期日決定ノ日ヨリ又退学及卒業

ノ月ハ退学卒業ノ日マデ日割ヲ以テ支給ス

欠席引続キ三月以上ニ及ブトキハ其ノ期間中学資ノ給与

ヲ停止スルコトアルベシ

第三十二条 学資ハ当月分ヲ翌月十五日迄ニ之ヲ支給ス

第三十三条 生徒ハ卒業ノ日ヨリ二年間京都帝国大学医学

部附属医院ニ勤務スル義務ヲ有スルモノトス

# 第八章 寄宿舎

第三十四条 生徒ハ寄宿舎ニ収容セシム

寄宿舎ニ関スル規定ハ主事別ニ之ヲ定ム

# 第九章 制服生徒心得

第三十五条 生徒ノ制服及生徒心得ハ主事ノ定ムルトコロ

ニ依ル

# 附則

本則ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二十年四月入学ノ生徒ハ本厚生女学部ニ編入ス

改正 昭三・三・七達示七号、昭三・八・一達示二号

六 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔看護婦養成施設を看護  
学校に改組〕

一九五一（昭和二六）年三月三十一日  
法律第八四号

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を  
次のように改正する。

# 〔中略〕

第五条を次のように改める。

（学部附属の学校又は教育研究施設）

第五条 国立大学の学部、に、左表の通り、附属の学校、教  
育施設又は研究施設を置く。

| 大学名称   |         |     | 学部                       |
|--------|---------|-----|--------------------------|
| 京都大学   |         |     | 理学部                      |
| 農学部    | 医学部     | 理学部 | 臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研<br>究施設 |
| 農場、演習林 | 病院、看護学校 | 農学部 | 学校、教育施設又は研究施設            |

〔京大関係のみ〕

# 〔中略〕

# 附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

# 〔以下略〕

七 医学部附属看護学校学則

〔六〕

達示第三号  
一九五二(昭和二七)年三月二五日

京都大学医学部附属看護学校学則

第一章 総 則

第一条 京都大学医学部附属看護学校は、看護婦及び助産婦となるのに、須要な学術技能に関する教育を施し、かつ、人格の陶冶に資することを目的とする。

第二条 本校は、医学部附属病院内に置き、看護科、助産科の二科を設ける。

第三条 校長には、医学部教授を、科長には、医学部教授又は助教授をあてる。

第四条 看護科の修業年限は三年、定員を百五十人とする。助産科の修業年限は一年、定員は二十人とする。

第二章 学年 学期 休業日

第五条 学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六条 学期は、左の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第七条 休業日は、左の通りとする。

一、日曜日

二、国民の祝日

昭和二十三年法律第一百七十八号

三、京都大学創立記念日

六月十八日

四、夏期休業日

七月十一日から九月十日までの間において三週間、ただし、助産科については一週

間

五、医学部解剖体祭日

十月十日

六、冬期休業日

十二月二十五日から翌年一月七日までの間において一

週間

2 前項各号の外、本校が必要と認めたときは、臨時に授業を行わないことがある。

3 休業日であつても実習につかせることがある。

第三章 入 学

第八条 入学は、学年の初めとする。

第九条 看護科の入学資格を有する者は、左の各号に該当する者とする。

一、高等学校を卒業した者又は監督庁の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者

二、年令満二十年までの独身の女子

2 助産科の入学資格を有する者は、左の各号に該当する者とする。

一、指定を受けた看護学校、看護婦養成所を卒業した者又は高等学校を卒業している准看護婦で指定を受けた看護学校、看護婦養成所で二年以上修業した者、あるいは、旧規則による看護婦で厚生大臣の免許を受けた者

二、年令満二十五年までの女子で家事にかかわりのない者

第十条 入学志願者は、第一号様式による願書に左記各号に掲げる書類を添え、所定の期日までに差し出さなければならぬ。

看護科

一、最後に在学した学校の報告書(調査表)

二、戸籍抄本

三、写真(出願前六月以内のもの)

助産科

一、看護学校、看護婦養成所の卒業証明書又は修業証明書、あるいは看護婦免許証の写

二、戸籍抄本

三、写真(出願前六月以内のもの)

第十一条 看護科の入学志願者に対しては、高等学校卒業程度による学力試験及び人物考査並びに身体検査を行い、<sup>(ママ)</sup>出身学校長の報告書を参考として合格者を決定する。

2 助産科の入学志願者に対しては、学力試験、人物考査並びに身体検査を行い合格者を決定する。

3 学力試験の学科目は、その都度定める。ただし、助産科の学科目は、産科学とする。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に第三号様式による誓約書及び第四号様式による宣誓書を差し出さなければならぬ。

2 前項の手続をしない者は、入学を取り消す。

第四章 教科課程及び授業時数

第十三条 教科課程及び授業時数は、別表の通りとする。

第五章 退学及び休学

第十四条 退学をしようとする者は、保証人連署をもつて事由を申し出て退学の許可を受けなければならない。

2 病気による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

第十五条 看護科第一学年の前期を観察の期間とし、<sup>(ママ)</sup>看護教育に適しないと認めるときは、退学を命ずる。

第十六条 左の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることがある。

一、疾病又は学力技能劣等で成業の見込のない者

二、一年以上欠席をした者

三、正当の理由がなく一月以上欠席をした者又は出席常ならない者

第十七条 病氣又は已むを得ない事情のため欠席が長期に及ぶときは、保証人連署をもつて休学を願ひ出なければならぬ。ただし、病氣による場合には、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、欠席の期間を通じ一年以内に限る。休学の期間は、在学年に算入しない。

3 休学の期間中において復学しようとする者は、事由を申し出て復学の許可を受けなければならない。

第十八条 疾病その他の事由により、特に必要があると認めるときは、休学を命ずることがある。

#### 第六章 進級及び卒業

第十九条 所定の科目を履修し、所定の成績を得た者は、教官会議の認定により進級または卒業をさせる。

2 卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書を授与する。

第二十条 前条第一項により進級を認定されなかつた者に対しては、仮進級を認定することがある。

2 仮進級者に対しては、学年の成績のほか特定科目につき行う再試験の成績により進級を認定する。

第二十一条 看護科については、授業日数の三分の一年以上欠席をした者、助産科については、学説時間の五分の一年以上欠席した者は進級または卒業をさせない。

#### 第七章 ほう賞及び懲戒

第二十二条 学生の模範となるべき者は、表彰する。

第二十三条 本校の規則及び命令に違背し、又は学生の本分を守らない者は、懲戒する。懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び放学とする。

2 停学の期間が三月以上に及ぶときは、その期間は、在学年に算入しない。

第二十四条 ほう賞及び懲戒の細則は、別に定める。

#### 第八章 保証人

第二十五条 保証人は、学生の親権者又は後見人とする。

2 成年に達した学生は、独立の生計を営む身元確実な者を保証人とすることができる。

第二十六条 保証人は、本校の教育に協力し、学生に関する一切の責任を引き受けなければならない。

第九章 学資の支給

第二十七条 学生には、看護学校学生学資等支給規程によつて学資を支給する。

第二十八条 欠席が引きつづき三月以上に及ぶ者又は休学中の者並びに停学を命ぜられた者に対しては、その期間中学資の支給を停止する。ただし、結核療養中の者には、引きつづき一年間学資金を支給する。

第二十九条 自己の便宜により退学をした者は、既に支給を受けた学資金に相当する額を返還しなければならない。ただし、事情によつては一部又は全部の返還を免除することがある。

第十章 寄 宿 舎

第三十条 学生は、寄宿舍に収容する。

2 寄宿舍規則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和二十六年四月一日から施行し、助産科については、昭和二十七年四月一日から適用する。

〔注〕一九五四・五・二五達示第八号で廃止。

八 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔助産婦学校設置〕

文部省令第六号  
一九五四(昭和二九)年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和二十四年文部省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第三の次に次の表を加える。

別表第四

| 国立大学の名称 |  |  | 上欄の大学の学部 | 中欄の学部                     |
|---------|--|--|----------|---------------------------|
| 京都大学    |  |  | 理学部      | 臨海実験所、臨湖実験所、火山温泉研究所、地震観測所 |
|         |  |  | 医学部      | 病院、看護学校、助産婦学校             |
|         |  |  | 農学部      | 農場、演習林                    |

〔京大関係のみ〕

附 則

この省令は、昭和二十九年四月一日から施行する。

九 医学部附属看護学校学則

〔六〕  
達示第八号

一九五四(昭和二九)年五月二五日

京都大学医学部附属看護学校学則

第一章 総則

第一条 京都大学医学部附属看護学校は、看護婦となるに  
必要な学術技能に関する教育を施し、かつ、人格の陶冶  
に資することを目的とする。

第二条 本校は、医学部附属病院内に置く。

第三条 校長は、医学部教授をあてる。

第四条 修学年限は三年とし、定員は百五十人とする。

第二章 学年、休業日

第五条 学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終  
る。

第六条 学期は、左の二期とする。

前期 四月十日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第七条 学年中の定期休業日は、左の通りとする。

一 日曜日

二 国民の祝日 (昭和二十三年法律第百七十八号)

三 京都大学創立記念日 六月十八日

四 夏期休業日 七月十一日から九月十日までの間に

おいて三週間

五 医学部解剖体祭日 十月十日

六 冬期休業日 十二月二十五日から翌年一月七日ま

での間において一週間

2 前項各号のほか、本校が必要と認めたときは、臨時に  
授業を行わないことがある。

3 休業日であつても実習につかせることがある。

第三章 入学

第八条 入学は、学年の初め一回とする。

第九条 本校に入学することのできる者は、左の各号に該  
当する資格を有するものとする。

一 高等学校を卒業した者又は監督庁の定めるところに  
より、これと同等以上の学力があると認められた者

二 年令満二十一年までの独身の女子

第十条 入学志望者は、第一号様式による願書を左記各号  
に掲げる書類とともに所定の期日までに提出しなければ  
ならない。

一 最後に在学した学校の報告書(調査表)

二 戸籍抄本

三 写真(出願前六月以内のもの)

第十一条 入学志望者に対しては、学力試験、人物考査並びに身体検査を行い、出身学校長の報告書を参酌して、入学を許可する。

2 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に第三号様式による誓約書及び第四号様式による宣誓書を、提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

#### 第四章 教科課程及び授業時数

第十三条 教科課程及び授業時数は、別表の通りとする。

#### 第五章 退学及び休学

第十四条 退学しようとする者は、保証人連署をもつて、事由を申し出て許可を受けなければならない。

第十五条 第一学年の前期を観察の期間とし、看護教育に適しないと認めるときは、退学を命ずる。

第十六条 左の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずる。

一 疾病、学力技能劣等及びその他事故により成業の見込のない者

二 正当の理由がなく引きつづき一月以上欠席をした者又は出席の常でない者

第十七条 疾病その他事故により一月以上修学を中止しようとするときは、保証人連署をもつて休学を願ひ出なければならない。

2 休学は、欠席の期間を通じ、一年を超えることができない。

3 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出で、許可を受けなければならない。

4 休学期間は、修学年に算入しない。

第十八条 疾病その他の事由により、特に必要があると認めるときは、休学を命ずる。

#### 第六章 進級及び卒業

第十九条 所定の期間在学して所定の科目を履修し、所定の成績を得た者は、教官会議の認定により、進級または卒業させる。

2 卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書を授与する。

#### 第七章 ほう賞及び懲戒

第二十条 学生の模範となるべき者は、表彰する。

第二十一条 本校の規則、命令に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、懲戒する。

第二十二条 懲戒の種類は、左の通りとする。

一 訓戒

一 謹慎

一 停学

一 放学

第二十三条 停学一月以上にわたるときは、その期間は、修学年に算入しない。

第二十四条 ほう賞及び懲戒に関する手続は、別に定める。

## 第八章 保証人

第二十五条 保証人は、独立の生計を営み身元確実なる者でなければならぬ。

2 成年に達しない学生については、親権者、又は後見人が連署しなければならない。

## 第九章 学資の支給

第二十六条 学生には、看護学校学生学資等支給規程によつて、学資を支給する。

第二十七条 欠席が、引きつづき一月以上に及ぶ者、休学中の者、及び停学を命ぜられた者に対しては、その期間中学資の支給を停止する。但し、結核療養中の者には、その期間中、一年を限り、学資金を支給する。

第二十八条 自己の都合により退学した者は、既に支給を受けた学資金に相当する額を返還しなければならない。

但し、事情によりその一部又は全部の返還を免除することがある。

2 返還に関する手続は、別に定める。

## 第十章 寄宿舍

第二十九条 学生は、寄宿舍に收容する。

2 寄宿舍規則は、別に定める。

## 附則

この学則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

昭和二十七年三月二十五日達示第三号制定の京都大学医学部附属看護学校学則は、廃止する。

第一号様式 略

第二号様式 略

第三号様式 略

第四号様式 略

別表 略

## 改正

昭三三・四・八達示三号、昭三五・一・一九達示二号、昭四二・五・二三達示一〇号、昭四三・四・一六達示五号、昭四八・一〇・一六達示二九号、昭四九・三・三〇達示一五号、昭五〇・五・二〇達示二三号、昭五一・五・一一達示二二号

〔注〕一九七七・四・一九達示第二七号で廃止。

一〇 医学部附属助産婦学校学則

〔六〕  
達示第九号

一九五四(昭和二九)年五月二五日

京都大学医学部附属助産婦学校学則

第一章 総則

第一条 京都大学医学部附属助産婦学校は、助産婦となるのに必要な學術技能に関する教育を施し、かつ、人格の陶冶に資することを目的とする。

第二条 本校は、医学部附属病院内に置く。

第三条 校長は、医学部教授をあてる。

第四条 修学年限は一年とし、定員は二十人とする。

第二章 学年、学期、休業日

第五条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第六条 学期は、左の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第七条 学年中の定期休業日は、左の通りとする。

一日 曜日

二 国民の祝日 (昭和二十三年法律第百七十八号)

三 京都大学創立記念日 六月十八日

四 夏季休業日

七月十一日から九月十日までの間に  
おいて一週間

五 医学部解剖体祭日 十月十日

六 冬季休業日

十二月二十五日から翌年一月七日までの間において一週間

2 前項各号のほか、本校が必要と認めたときは、臨時に授業を行わないことがある。

3 休業日であつても、臨床の実習につかせることがある。

第三章 入学

第八条 入学は、学年の始め一回とする。

第九条 本校に入学することのできる者は、年令満二十五年までの女子であつて、左の各号の一に該当する資格を有するものとする。但し、特別の事情がある者については、年令満三十才までとすることができる。

一 文部省又は厚生省の指定を受けた看護学校、看護婦養成所を卒業した者

二 免許取得後三年以上その業務に従事している準看護婦又は高等学校を卒業している準看護婦で、第一号に定める看護学校、看護婦養成所において二年以上修業した者

三 助産婦規則及び看護婦規則による免許を有する助産

婦並びに看護婦

四 看護婦国家試験を受験する資格を有する者

第十条 入学志望者は、第一号様式による願書を左記各号に掲げる書類とともに、所定の期日までに、提出しなければならない。

一 看護学校、看護婦養成所の卒業証明書又は修業証明書又は免許証の写

二 身体検査書

三 戸籍抄本

四 写真（出願前六月以内のもの）

第十一条 入学志望者に対しては、学力試験、人物考査、並びに身体検査を行い、学校養成所等の報告書を参照して、入学を許可する。

2 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に、第三号様式による誓約書及び第四号様式による宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、入学の許可を取消す。

第四章 教科課程及び授業時数

第十三条 教科課程及び授業時数は、別表に定める。

第五章 退学及び休学

第十四条 退学しようとする者は、保証人連署をもつて事由を申し出で許可を受けなければならない。

第十五条 左の場合には、退学を命ずる。

一 疾病、学力技能劣等及びその他事故により成業の見込がない者

二 正当の理由がなく引きつづき一月以上欠席した者又は出席の常でない者

第十六条 疾病その他事故により、一月以上修学を中止しようとするときは、保証人連署<sup>(マ)</sup>をもつて休学を願い出でなければならない。

2 休学は、欠席の期間を通じ、一年を超えることができない。

3 休学の期間内に復学をしようとするときは、その旨届け出で、許可を受けなければならない。

4 休学の期間は、修学年に算入しない。

第十七条 疾病その他の事由により、特に必要があると認めるときは、休学を命ずる。

第六章 卒業

第十八条 所定の期間在学して所定の科目を履修し、所定の成績を得た者は、教官会議の認定により、卒業させる。

2 卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書

を授与する。

第七章 ほう賞及び懲戒

第十九条 学生の模範となるべき者は、表彰する。

第二十条 本校の規則、命令に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、懲戒する。

第二十一条 懲戒の種類は、左の通りとする。

一 訓戒

一 謹慎

一 停学

一 放学

第二十二条 停学一月以上にわたるときは、その期間は、修学年に算入しない。

第二十三条 ほう賞及び懲戒に関する手続は、別に定める。

第八章 保証人

第二十四条 保証人は、独立の生計を営み、身元確実な者でなければならぬ。

2 成年に達しない学生については、親権者又は後見人が連署しなければならない。

第九章 学資の支給

第二十五条 学生には、助産婦学校学生学資等支給規程によつて、学資を支給する。

第二十六条 欠席が引きつづき一月以上に及ぶ者、休学中

の者及び停学を命ぜられた者に対しては、その期間中、学資の支給を停止する。

但し、結核療養中の者には、その期間中、一年間を限り、学資金を支給する。

第二十七条 自己の都合により退学した者は、既に支給を

受けた学資金に相当する額を返還しなければならない。

但し、事情によりその一部又は全部の返還を免除することがある。

2 返還に関する手続は、別に定める。

第十章 寄 宿 舎

第二十八条 学生は、寄宿舍に収容する。

2 寄宿舍規則は、別に定める。

附 則

この学則は、昭和二十九年四月一日から施行する。

第一号様式 略

第二号様式 略

第三号様式 略

第四号様式 略

別 表 略

改正 昭三五・一・一九達示三号、昭三七・一・二〇達示二二号、  
昭四二・五・三達示一一号、昭四六・五・二達示一六号  
〔注〕一九七五・五・二〇達示第二四号で廃止。

一一 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔衛生検査技師学校設置〕

文部省令第六号  
一九五九（昭和三四）年三月三十一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令  
国立学校設置法施行規則（昭和二十四年文部省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第五〔中略〕京都大学の項中〔中略〕

|     |                                  |   |
|-----|----------------------------------|---|
| 医学部 | 病院、看護学校、助産婦学校、皮膚病特別研究施設          | を |
| 医学部 | 病院、看護学校、助産婦学校、衛生検査技師学校、皮膚病特別研究施設 |   |
| 工学部 | オートメーション研究施設                     |   |

に改める。

附 則

この省令は、昭和三十四年四月一日から施行する。

一二 医学部附属衛生検査技師学校学則

〔六〕  
達示第一一号  
一九五九（昭和三四）年四月二一日

京都大学医学部附属衛生検査技師学校学則

第一章 総 則

第一条 京都大学医学部附属衛生検査技師学校は、衛生検査技師となるのに必要な学術技能に関する教育を施すことを目的とする。

第二条 本校は、医学部附属病院内に置く。

第三条 校長は、医学部教授をあてる。

第四条 修業年限は二年とし、定員は四十名とする。

第二章 学年、学期、休業日

第五条 学年は、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第六条 学期は、次の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第七条 学年中の定期休業日は、次の通りとする。

一日 曜日

二 国民の祝日 (昭和二十三年法律第七十八号)

三 春季休業 四月一日から四月七日まで

四 京都大学  
創立記念日 六月十八日

五 夏季休業 七月十一日から九月十日までの間に  
いて三週間

六 医学部  
解剖体祭日 十月十日

七 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日ま  
で  
の間にいて一週間

2 前項各号のほか、本校が必要と認めたときは、臨時に  
授業を行わないことがある。

3 休業日であつても、実習を課することがある。

第三章 入学

第八条 入学は、学年の初めとする。

第九条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一  
に該当する資格を有するものとする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育

育を修了した者

四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中  
等学校を卒業した者

五 監督庁の定めるところにより前各号と同等以上の学  
力があると認められた者

第十条 入学志願者は、第一号様式による入学願書並びに  
本校の定める必要な書類を所定の期日までに、提出しな  
ければならない。

第十一条 入学志願者に対しては、学力試験、人物調査並  
びに健康診断を行い、入学を許可する。

2 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

第十二条 入学を許可された者は、十五日以内に出身学校  
の卒業証明書、第三号様式による誓約書並びに第四号様  
式による宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

第四章 教科課程及び授業時数

第十三条 教科課程及び授業時数は、別表の通りとする。

第五章 休学及び退学

第十四条 疾病その他の事由により、一月以上修学を中止  
しようとするときは、保証人連署をもつて休学を願ひ出  
なければならぬ。

2 休学は、通算一年を超えることができない。

3 休学期間内に復学しようとするときは、その旨届け出で、許可を受けなければならない。

4 休学期間は、修学年に算入しない。

第十五条 疾病その他の事由により、修学が不相当と認められる者に対しては、休学を命ずることがある。

第十六条 退学しようとするときは、事由を附し保証人連署をもつて校長の許可を受けなければならない。

2 病氣退学の場合は、別に医師診断書を添えなければならない。

第十七条 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずる。

一 疾病、学力劣等及び事故により成業の見込のない者

二 正当の理由がなく引きつづき一月以上欠席した者、

又は出席の常でない者

## 第六章 卒業

第十八条 所定の期間在学し、試験に合格した者は、校長の認定により卒業させる。

2 卒業を認定された者には、第二号様式による卒業証書を授与する。

## 第七章 ほう賞及び懲戒

第十九条 学生の模範となる者は、表彰する。

第二十条 本校の規則に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓戒、謹慎、停学及び放学とする。

第二十一条 ほう賞及び懲戒の手続は、別に定める。

## 第八章 保証人

第二十二条 保証人は二名とし、一名は父兄（成年に達しない学生については、親権者または後見人）、他の一名は、京都市内または近郊において独立の生計を営み、身元確実な者でなければならない。

## 第九章 入学料及び授業料

第二十三条 入学料及び授業料は徴収しない。

## 附 則

この学則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

別 表 略

第一号様式 略

第二号様式 略

第三号様式 略

第四号様式 略

一三 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔衛生検査技師学校を臨床検査技師学校に改組〕

文部省令第二二二号

一九七二(昭和四七)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕群馬大学の項、東京医科歯科大学の項、新潟大学の項、信州大学の項、名古屋大学の項、京都大学の項、神戸大学の項、鳥取大学の項及び岡山大学の項中〔衛生検査技師学校〕を「臨床検査技師学校」に改め〔る〕。〔中略〕

附 則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 衛生検査技師学校は、改正後の別表第六の規定にかかわらず、この省令施行の際現に当該学校に在学する者が当該学校に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

一四 医学部附属臨床検査技師学校学則

〔六〕  
達示第二二二号

一九七二(昭和四七)年四月一八日

京都大学医学部附属臨床検査技師学校学則

第一章 総 則

第一条 京都大学医学部附属臨床検査技師学校(以下「本校」という。)は、臨床検査技師となるのに必要な學術技能に関する教育を施し、かつ、人格の陶冶に資することを目指す。

第二条 本校は、医学部附属病院内に置く。

第三条 校長は、医学部教授をあてる。

第四条 修業年限は、三年とする。

第五条 入学定員は、二十人とする。

第二章 学年、学期および休業日

第六条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第七条 学期は、次の二期とする。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

第八条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。ただし、本校が必要と認めるときは、これらの日において臨

時に授業を課することがある。

一 日曜日

二 国民の祝日

三 春季休業 四月一日から四月七日まで

四 京都大学創立記念日 六月十八日

五 夏期休業 七月十一日から九月十日までの間において六週間

六 医学部解剖体祭 十月二十日

七 冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

2 前項各号のほか、本校が必要と認めるときは、臨時に授業を行なわないことがある。

### 第三章 入学

第九条 入学は、学年の始めとする。

第十条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者

四 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を卒業した者

五 監督庁の定めるところにより前各号と同等以上の学力があると認められた者

第十一条 入学志望者は、別記様式第一による入学願書に出身学校長の調査書その他本校の定める必要な書類を添えて、所定の期日までに、提出しなければならない。

第十二条 入学志望者に対しては、学力試験、人物調査および健康診断を行ない、かつ、出身学校長の調査書を参考にして、校長が入学を許可する。

2 学力試験の学科目は、本校の定めるところによる。

第十三条 入学を許可された者は、所定の期日までに、出身校の卒業証明書、別記様式第二による保証人の誓約書および別記様式第三による宣誓書を提出しなければならない。

2 前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消す。

### 第四章 教科課程および授業時数

第十四条 教科課程および授業時数は、別表のとおりとする。

### 第五章 休学および退学

第十五条 学生は、疾病その他の事由により一月以上修学を中止しようとするときは、保証人連署をもつて願い出て校長の許可を受けて、休学することができる。

2 疾病により修学が不相当と認められる者に対しては、校長は、休学を命ずることがある。

3 休学は、通算一年をこえることができない。

4 休学期間内にその事由がなくなつたときは、校長の許可を受けて、復学することができる。

5 休学期間は、修学年に算入しない。

第十六条 学生は、退学しようとするときは、事由を附し保証人連署をもつて退学を願ひ出て、校長の許可を受けなければならぬ。

第十七条 次の各号の一に該当する者に対しては、校長は、退学を命ずる。

一 疾病、学力劣等その他事故により成業の見込みのない者

二 正当の事由がなく引き続き一月以上欠席した者または出席の常でない者

第十八条 疾病による休学および退学の願ひ出の場合、別に医師診断書を添えなければならない。

## 第六章 進級および卒業

第十九条 所定の期間在学して、所定の科目を履修し所定の成績を得た者は、教官会議の認定により、進級または卒業させる。

2 卒業を認定された者には、別記様式第四による卒業証書を授与する。

## 第七章 表彰および懲戒

第二十条 学生の模範となる者は、表彰する。

第二十一条 本校の規則、命令に違背し、学生の本分を守らない者があるときは、懲戒する。

第二十二条 懲戒の種類は、次のとおりとする。

一 訓戒

二 謹慎

三 停学

四 放学

第二十三条 停学一月以上にわたるときは、その期間は、修学年に算入しない。

第二十四条 表彰および懲戒に関する手続は、別に定める。

## 第八章 検定料、入学料および授業料

第二十五条 検定料、入学料および授業料は、徴収しない。

## 附則

この学則は、昭和四十七年四月十八日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

〔別記様式略〕

〔注〕一九七八・四・一二達示第二二号で廃止。

一五 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔看護学校廃止〕

921

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項及び鳥取大学の項中「看護学校、」を削る。

〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

一六 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔臨床検査技

師学校廃止〕

文部省令第一〇号

一九七八（昭和五三）年四月一日

国立学校設置法施行規則等の一部を改正する省令

（国立学校設置法施行規則の一部改正）

第一条 国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「臨床検査技師学校、」を削（る）。〔中略〕

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

〔以下略〕

（二）医療技術短期大学部

一 国立学校設置法一部改正〔抄〕〔医療技術短期大学部設置〕

〔二〕

法律第二七号

一九七五（昭和五〇）年四月二日

国立学校設置法の一部を改正する法律

国立学校設置法（昭和二十四年法律第百五十号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

第三条の三第二項の表中 京都工芸繊維大学工業短期大学

部 京都府 京都工芸繊維大学

を

京都大学 医療技術短期  
京都工芸繊維大学 工業

|       |     |                  |
|-------|-----|------------------|
| 大学部   | 京都府 | 京都大学<br>京都工芸繊維大学 |
| 短期大学部 |     |                  |

に改め〔る〕。〔中略〕

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔以下略〕

## 二 国立学校設置法施行規則一部改正〔抄〕〔助産婦学校廃止、看護科設置〕

文部省令第一七号  
一九七五（昭和五〇）年四月二二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則（昭和三十九年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第六〔中略〕京都大学の項中「助産婦学校」を削る。

〔中略〕

別表第八中滋賀大学経済短期大学の項の次に次のように加える。

|               |     |
|---------------|-----|
| 京都大学医療技術短期大学部 | 看護科 |
|---------------|-----|

〔中略〕

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 三 医療技術短期大学部学則

規程第一号  
一九七五（昭和五〇）年六月二二日

京都大学医療技術短期大学部学則

### 第一章 総 則

（目 的）

第一条 京都大学医療技術短期大学部（以下「短期大学部」という。）は、深く看護等に関する知識と技術を教授研究し、これに関する業務に必要な能力と豊かな教養及び人格を備え、ひろく国民の保健医療の進展向上に寄与することのできる技術者を育成することを目的とする。

（学科及び学生定員）

第二条 短期大学部に、学科として看護科を置く。

2 前項の学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする

る。

| 学 科 名 | 入 学 定 員 | 総 定 員 |
|-------|---------|-------|
| 看 護 科 | 八十名     | 二百四十名 |

(職員組織)

第三条 短期大学部に、学長、主事、学科主任その他必要な職員を置く。

2 学長は京都大学長をもって、主事及び学科主任はそれぞれ短期大学の教授をもって充てる。

3 学長は、短期大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 主事は、学長の職務を助け、短期大学の校務を整理する。

5 学科主任は、当該学科の科務を処理する。  
(教授会)

第四条 短期大学部に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び短期大学の教授をもって組織する。ただし、必要に応じて短期大学の専任の助教授又は講師を加えることができる。

第五条 教授会は、短期大学部に関する次の事項を審議す

る。

一 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

二 予算概算に関する事項

三 学科、専攻科の専攻その他重要な施設の設置改廃に関する事項

四 教育課程及び授業に関する事項

五 学生の厚生補導及びその身分に関する重要事項

六 人事の基準に関する事項

七 その他運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に掲げる事項のほか、教育公務員特例法の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

第六条 この学則に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第二章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第七条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学 期)

第八条 学年を次の二期に分ける。

前期 四月一日から十月十五日まで

後 期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第九条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日 曜 日

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

春季休業 四月一日から四月七日まで

京都大学創立記念日 六月十八日

夏季休業 七月十一日から九月十日まで

冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

2 必要がある場合は、学長は、前項の定期休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、学長がそのつど定める。

第三章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第十条 学科の修業年限は、三年とする。

(在学年限)

第十一条 学生は、六年を超えて在学することができない。  
ただし、第十七条第一項の規定により入学した学生は、同条第二項により定められる在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第四章 入学

(入学の時期)

第十二条 入学の時期は、学年の始め一回とする。

(入学資格)

第十三条 短期大学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者

四 文部大臣の指定した者

五 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十

三号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(入学の出願)

第十四条 短期大学部への入学を志望する者は、所定の期日までに、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第十五条 入学を志望する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学の許可)

第十六条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学に必要な書類を学長に提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に、入学を許可する。

(編入学、転入学、再入学)

第十七条 次の各号の一に該当する者で、短期大学部に入学を志望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

一 本短期大学部を退学し、又は第二十七条第四号の規定により除籍された者

二 他の短期大学に一年以上在学した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

第五章 教育課程及び履修等

(授業科目及びその単位数)

第十八条 短期大学部において開設する一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は、別表第一のとおりとする。

2 前項の授業科目のほか、臨時に必要と認める授業科目については、そのつど教授会が定める。

(単位計算方法)

第十九条 授業科目の単位数は、次の基準によるものとする。

一 講義による科目については、一時間の講義に対し二時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週一時間十五週の講義をもって一単位とする。ただし、特に必要があるものについては、毎週二時間十五週の講義をもって一単位とする。

二 演習による科目については、二時間の演習に対し一時間の準備のための学習を必要とするものとし、毎週二時間十五週の演習をもって一単位とする。

三 実験、実習又は実技による科目については、毎週三時間十五週の実験、実習又は実技をもって一単位とする。

(履修方法)

第二十条 学生は、次の授業科目を履修し、合計九十三単位以上を修得しなければならない。

一般教育科目 人文科学系、社会科学系及び自然科学系の三系列にわたり、それぞれ六単位

以上 計十八単位以上

外国語科目 英語四単位を含めて計六単位以上

保健体育科目 保健体育一単位及び体育実技二単位

計三単位

専門教育科目

必修科目五十七単位及び選択科目のう

ちから九単位以上 計六十六単位以上

2 看護婦国家試験の受験資格を得ようとする者は、前項の要件をみたし、かつ、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省厚生省令第一号)に規定する必要な授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

第二十一条 学生は、毎学年度の初めに、当該年度に履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修し、単位を修得することができない。

第二十二條 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、平素の成績又は提出論文の評価をもって試験に代えることができる。

(成績の評価)

第二十三條 試験等の成績の評価は、合格又は不合格とする。

## 第六章 休学、転学、退学、除籍等

(休学)

第二十四條 疾病その他の事故により引き続き三月以上修学を中止しようとするときは、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学が不相当と認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き一年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

4 休学期間は、通算三年を超えることができない。

5 休学期間に復学しようとするときは、学長に願ひ出て許可を受けなければならない。

6 休学期間は、在学年に算入しない。

(転学)

第二十五條 学生は、他の短期大学に転学しようとするときは、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第二十六條 学生は、退学しようとするときは、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

## (除 籍)

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 疾病その他の理由により、成業の見込みがない者
- 二 第十一条に規定する在学年限を超えた者
- 三 第二十四条第四項に規定する期間を経過して、なお修学できない者

四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第七章 卒業

## (卒業)

第二十八条 短期大学部に三年(第十七条第一項の規定により、入学した者にあつては、同条第二項の規定により定められる在学すべき年数)以上在学し、第二十条第一項所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者については、学長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、前項により卒業の認定を受けた者に対し、卒業証書を授与する。

## 第八章 専攻科助産学特別専攻

## (専攻科、目的及び学生定員)

第二十九条 短期大学部に、専攻科助産学特別専攻(以下「専攻科」という。)を置く。

2 前項の専攻科は、短期大学の学科における教育の基礎の上に、精深な程度において助産に関する最新の知識及び技術を教授し、並びにその研究を指導し、もつてわが国母子保健の進展向上に寄与することのできる技術者を育成することを目的とする。

3 専攻科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

| 入学定員 | 総定員 |
|------|-----|
| 二十名  | 二十名 |

## (職員組織)

第三十条 専攻科に、専攻科主任その他必要な職員を置く。

2 専攻科主任は、短期大学部の教授をもつて充てる。

3 専攻科主任は、当該専攻科の科務を処理する。

## (修業年限及び在学年限)

第三十一条 専攻科の修業年限は、一年とし、二年を超えて在学することができない。

## (入学資格)

第三十二条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する資格を有するものとする。

一 三年制の短期大学における看護に関する学科を卒業した者

二 外国において、学校教育における十五年の課程（最終の課程が看護又は助産に関するものに限る。）を修了した者

三 その他専攻科において第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めたる者

（入学の出願）

第三十三条 専攻科への入学を志望する者は、所定の期日までに、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。

（入学者の選考）

第三十四条 入学を志望する者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

（編入学等の制限）

第三十五条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、認めない。

（授業科目及びその単位数）

第三十六条 専攻科において開設する専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は、別表第二のとおりとする。

（履修方法）

第三十七条 学生は、次の授業科目を履修し、合計三十単位以上を修得しなければならない。

専門教育科目 必修科目十五単位及び選択科目のうち

から十五単位以上

2 助産婦国家試験の受験資格を得ようとする者は、前項の要件をみたし、かつ、保健婦助産婦看護婦学校養成所指定規則に規定する必要な授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

（休学）

第三十八条 専攻科の学生の休学については、第二十四条の規定を準用する。ただし、その休学期間は、通算一年を超えることができない。

（修了の認定、修了証書の授与）

第三十九条 専攻科に一年以上在学し、第三十七条第一項所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者については、学長は、教授会の議を経て、修了を認定する。

2 学長は、前項により修了の認定を受けた者に対し、修了証書を授与する。

（準用規定）

第四十条 前九条に定めるもののほか、専攻科に係る入学、教育課程、履修等、退学及び除籍については、第十二条、第十六条、第十八条第二項、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十六条及び第二十七条の規定を準

用する。

## 第九章 懲戒及び表彰

### (懲戒)

第四十一条 短期大学の規則に違反し、又は学生の本分を守らない者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行  
う。

一 性行不良で改善の見込みがない者

二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者

4 停学三月以上にわたるときは、その期間は、在学年に算入しない。

### (表彰)

第四十二条 学生として表彰に価する行為があつた者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

## 第十章 授業料等

### (授業料等の額)

第四十三条 短期大学の授業料、検定料及び入学科の額は、それぞれ、国立の学校における授業料その他の費用

に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第二条第一項の規定に定める額(改正に伴う経過措置により別段の額が定められているときは、その額。)とする。

2 専攻科の授業料、検定料及び入学科の額は、次のとおりとする。

| 区分  | 額          |
|-----|------------|
| 授業料 | 年額金二万八千八百円 |
| 検定料 | 金六千円       |
| 入学料 | 金三万円       |

### (授業料の納付)

第四十四条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の二期に分け、それぞれ所定の期日に納めなければならない。

前期(四月から九月まで) 納期 四月中旬  
後期(十月から翌年三月まで) 納期 十月中旬

2 特別の事由がある者については、別に定める授業料免除及び徴収猶予規定による。

### (休学の場合の授業料)

第四十五条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの期間の授業料を免除する。

第四十六条 前期又は後期中途において復学した者は

復学した月から当該期末までの期間の授業料を、復学した月に納めなければならない。

(学年中途で卒業又は修了する場合の授業料)

第四十七条 学年の途中で卒業又は修了する見込みの者は、卒業又は修了する見込みの月までの期間の授業料を納めなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第四十八条 前期又は後期中途において退学若しくは転学し、又は除籍された者は、当該期分の授業料の全額を納めなければならない。

2 停学期間中であつても、授業料を納めなければならな  
い。

(納付された授業料等)

第四十九条 納付された授業料、検定料及び入学料は、返還しない。

附則

1 この学則は、昭和五十年六月十一日から施行し、昭和五十年四月二十二日から適用する。

2 昭和五十年度に入学した者は、在学年数の期間に関し

ては、昭和五十年四月一日から入学していたものとみなす。

3 昭和五十年度の専攻科への入学に係る検定料の額は第四十三条第二項の規定にかかわらず、金五千円とする。

別表第一

学科(看護科)の授業科目及び単位数

[illegible]

| 合 計   |      |      |       |     |     |      |     |    |     |     |      |    | 情報科学概論 | 数 学 | 計 | 外国語科目 |     | 保健体育科目 |      | 専門教育科目 |
|-------|------|------|-------|-----|-----|------|-----|----|-----|-----|------|----|--------|-----|---|-------|-----|--------|------|--------|
| 放射線医学 | 衛生法規 | 社会福祉 | 公衆衛生学 | 病理学 | 薬理学 | 微生物学 | 栄養学 | 化学 | 生理学 | 解剖学 | 医学概論 | 計  |        |     |   | 英語    | 独 語 | 保健体育   | 体育実技 |        |
|       |      |      | 一     | 二   | 一   | 二    | 一   | 一  | 二   | 二   | 一    | 七  |        |     |   | 四     |     | 一      | 二    |        |
| 一     | 一    | 一    |       |     | 一   |      | 一   |    |     |     |      | 三四 |        |     |   | 四     | 二   |        |      |        |

| 看護演習 | 地域看護実習 | 母性疾患と看護 | 母性保健 | 母性看護概論 | 小児疾患と看護 | 小児保健 | 小児看護概論 | 眼科疾患、耳鼻咽喉科疾患、歯科疾患と看護 | 婦人科疾患と看護 | 皮膚科疾患、泌尿器科疾患と看護 | 整形外科疾患と看護 | 精神科疾患と看護 | 外科疾患と看護 | 内科疾患と看護 | 成人保健 | 成人看護概論 | 総合実習 | 看護技術 | 看護概論 | 発達心理 |
|------|--------|---------|------|--------|---------|------|--------|----------------------|----------|-----------------|-----------|----------|---------|---------|------|--------|------|------|------|------|
|      |        | 四       | 三    | 一      | 六       | 一    | 一      |                      |          |                 |           |          | 六       | 九       | 二    | 一      | 一    | 五    | 四    |      |
| 一    | 二      |         |      |        |         |      |        | 三                    | 二        | 二               | 四         | 三        | 二       | 三       |      |        | 一    |      |      | 一    |

別表第二  
専攻科助産学特別専攻の授業科目及び単位数

| 総 計 |    |
|-----|----|
| 五七  | 二九 |
| 六四  | 六三 |

| 授業科目の区分     |    | 授業科目 |       |
|-------------|----|------|-------|
| 専 門 教 育 科 目 |    |      | 単 位 数 |
| 母子保健概論      | 一  | 必修   |       |
| 母子保健医学      |    | 選択   |       |
| 助産論         | 二  |      | 四     |
| 助産論実習       | 二  |      | 二     |
| 助産業務管理      |    |      | 一     |
| 助産業務管理実習    |    |      | 二     |
| 母子保健管理      | 二  |      | 二     |
| 母子保健管理実習    | 二  |      | 二     |
| 地域保健        | 二  |      |       |
| 地域母子保健実習    |    |      | 二     |
| 家族社会学       |    |      | 一     |
| 人口論         | 一  |      | 一     |
| 相談心理学       |    |      | 二     |
| 医療社会科学      | 二  |      |       |
| 母子保健研究      | 一  |      | 三     |
| 計           | 一五 |      | 二四    |

改正 昭五・一四・一三規程一号、昭五七・四・二一規程一号、昭五九・二・二二規程五号、昭六・二・二六規程一号、三・二〇規程三号、平元・六・二二規程二号

〔注〕一九九〇・三・三〇規程第一号で全部改正。

#### 四 医療技術短期大学部教授会規程

〔二四〕  
規程第二号

一九七五(昭和五〇)年七月二三日

#### 京都大学医療技術短期大学部教授会規程

第一条 この規程は、京都大学医療技術短期大学部学則(昭和五十年規程第一号)に定めるもののほか、京都大学医療技術短期大学部教授会(以下「教授会」という。)の運営に關し、必要な事項を定めるものとする。

第二条 教育公務員特例法の規定により、その権限に属せしめられた事項を取り扱う教授会は、学長及び教授をもつて構成する。

第三条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故があるとき又は学長が欠けたときは、主事が前項の職務を代行する。

第四条 教授会は、毎月(八月を除く。)一回定例に開くもの

とする。

2 前項に規定するもののほか、学長は、必要と認めるときは、臨時に教授会を開くことができる。

第五条 教授会は、その構成員の三分の二以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第六条 教授会の議事は、別段の定めのある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第七条 教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ教授会構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要するものについては、この限りでない。

第八条 議長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教授会に出席させて、説明又は意見をきくことができる。

第九条 教授会の議事の要領は、議事録として作成する。

第十条 この規程の改正は、教授会において出席者の三分の二以上の同意を経なければならない。

第十一条 この規程に定めるもののほか、教授会の議事の運営その他必要な事項は、教授会が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和五十年七月二十三日から施行し、昭和五十年六月十一日から適用する。

改正 昭五九・四・一八規程一号、平元・六・二二規程三号、平二・六・二〇規程五号

五 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)〔看護科を看護学科に改組、衛生技術学科設置〕  
(二二 文部省令第一一二号)

一九七六(昭和五一)年四月一日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一

号)の一部を次のように改正する。

〔中略〕

別表第八〔中略〕京都大学医療技術短期大学部の項〔中略〕中「看護科」を「看護学科、衛生技術学科」に改める。

〔中略〕

#### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。(以下略)

六 医療技術短期大学部教員停年規程

〔四二四〕  
規程第一号

一九七九(昭和五四)年九月一九日

京都大学医療技術短期大学部教員停年規程

第一条 教員は、満六十三歳を停年とする。

2 教員の停年による退職の時期は、停年に達した日の属する学年の末日とする。

第二条 主事は、学長に対し、停年に達する教員の退職の内申をしなければならない。

第三条 授業上特に必要があるときは、教授会の議を経て、退職教員に非常勤講師を命ずることができる。

2 前項の場合における教授会の議決は、短期大学部教授の四分の三以上の出席した教授会において、その四分の三以上の同意を得なければならない。任期の満了した非常勤講師を更に任用する場合も同様とする。

第四条 併任の教員についても、前三条の規定を適用する。

附 則

1 この規程は、昭和五十四年九月十九日から施行する。

2 この規程は、助手に準用する。

3 専任の教員及び助手に関する第一条第二項の規定の適用又は準用については、当分の間、同項中「学年の末日」

とあるのは、「学年の末日の翌日」と読み替えるものとする。

改正 昭五九・四・一八規程二号、平元・六・二二規程三号

七 国立学校設置法施行規則一部改正(抄)(理学療法学科、作業療法学科設置)

〔二〕

文部省令第四号  
一九八二(昭和五七)年三月二日

国立学校設置法施行規則の一部を改正する省令

国立学校設置法施行規則(昭和三十九年文部省令第十一号)の一部を次のように改正する。

(中略)

別表第八(中略)京都大学医療技術短期大学部の項中「衛生技術学科」の下に「理学療法学科、作業療法学科」を加える。

附 則

1 この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

(以下略)

八 医療技術短期大学部研究生規程

〔一四〕

規程第三号

一九八四(昭和五九)年九月一九日

京都大学医療技術短期大学部研究生規程

第一条 京都大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)において、研究生として特定事項の研究を志望する者があるときは、短期大学部において支障のない場合に限り、入学を許可することがある。

第二条 研究生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 三年制の医療技術系の短期大学を卒業した者

二 短期大学部において、前号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

第三条 研究生の入学は、学年又は学期の初めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

第四条 研究生として入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、学長に願ひ出なければならぬ。

- 一 研究生入学願書(別記様式一)
- 二 履歷書(別記様式二)
- 三 その他必要書類

2 前項の入学志望者については、選考のうえ、教授会の議を経て、学長が入学を許可するものとする。

第五条 入学に際しては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 入学料を納付しない者には、前条第二項の許可を行わない。

第六条 入学を許可された者には、健康診断を行う。

第七条 研究生に対しては、教授会の議を経て指導教官を定める。

第八条 研究生の在学期間は、一年以内とする。ただし、在学期間満了後更に研究を継続したい者には、その願ひ出により、教授会の議を経て、期間の延長を許可することがある。

第九条 研究生の授業料は、所定の期日までに在学期間に係る全額を納付しなければならない。ただし、在学期間が六か月を超える場合にあっては、初めの六か月とこれを超える期間に分けて、それぞれ当該期間に係る額を納付することができる。

2 授業料を納付しない者は、除籍する。

第十条 研究に必要な特別の費用は、研究生の負担とする。

第十一条 第四条第一項の検定料、第五条第一項の入学料

及び第九条第一項の授業料の額は、それぞれ国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)第十三条の規定に基づき定められた額とする。

2 既納の検定料、入学科及び授業料は、返還しない。

第十二条 研究生は、短期大学の関係諸規程を遵守し、指導教官の指導に従い、研究を行うものとする。

第十三条 この規程に違反した者又は疾病その他の事故により研究を続けることができない者に対しては、学長は、教授会の議を経て、退学を命ずることがある。

第十四条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、主事が定める。

#### 附 則

この規程は、昭和五十九年九月十九日から施行する。

#### 〔別記様式略〕

改正 平元・六・二二規程三号、六・二二規程四号

### 九 医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程

〔二四〕  
規程第二号

一九八五(昭和六〇)年十一月二〇日

京都大学医療技術短期大学部名誉教授称号授与規程

第一条 この規程は、京都大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)の名誉教授の称号の授与について定めるものとする。

第二条 短期大学部は、次の各号の一に掲げる者に京都大学医療技術短期大学部名誉教授の称号を授ける。

一 短期大学部に多年勤務した教授で教育上又は学術上功績のあつた者

二 教育上又は学術上特に功績の顯著であつた教授で特別の選考を経た者

第三条 前条第一号に掲げる者の勤務年数の標準は、十五年以上とする。

2 前項の勤務年数の計算については、短期大学部の教授の勤務年数に次の各号に掲げる年数を加算するものとする。

一 短期大学部における助教授の勤務年数の三分の二及び専任講師の勤務年数の二分の一

二 京都大学における教授の勤務年数、助教授の勤務年

数の三分の二及び専任講師の勤務年数の二分の一

3 教授の勤務年数が十年以上で停年により退職した者は、

第一項の年数に達しなくても選考することができる。

第四条 名誉教授の称号の授与は、教授会でその構成員の

三分の二以上の同意を得なければならない。

第五条 名誉教授の称号の授与は、別記様式による辞令書

を交付して行う。

附 則

この規程は、昭和六十年十一月二十日から施行する。

〔注〕原文は横書き。

一〇 医療技術短期大学部学則

〔二四〕  
規程第一号

一九九〇(平成二)年三月三〇日

京都大学医療技術短期大学部学則

第一章 総則

(目的)

第一条 京都大学医療技術短期大学部(以下「本学」という。)は、看護、衛生技術、理学療法及び作業療法等に関

する高度の知識と技術を教授研究し、豊かな教養及び人格を備えた技術者を育成することにより、広く国民の保健医療の進展向上に寄与することを目的とする。

(学科及び学生定員)

第二条 本学は、看護学科、衛生技術学科、理学療法学科及び作業療法学科を置く。

2 前項の学科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

| 学 科 名   | 入 学 定 員 | 総 定 員 |
|---------|---------|-------|
| 看 護 学 科 | 八〇名     | 二四〇名  |
| 衛生技術学科  | 四〇名     | 一一〇名  |
| 理学療法学科  | 二〇名     | 六〇名   |
| 作業療法学科  | 二〇名     | 六〇名   |

(職員)

第三条 本学は、学長、教授、助教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第四条 学長は、京都大学長をもって充てる。

2 学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(部長)

第五条 本学に、部長を置き、本学の教授をもって充てる。

2 部長は、学長の職務を助け、本学の校務を整理する。

(主任)

第六条 本学に、一般教育主任、看護学科主任、衛生技術

学科主任、理学療法学科主任及び作業療法学科主任を置き、本学の教授をもって充てる。

2 主任は、当該学科等の校務を処理する。

(教授会)

第七条 本学に、重要事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び本学の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、専任の助教授又は講師を加えることができる。

第八条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 学則その他重要な規則の制定改廃に関する事項

二 予算概算に関する事項

三 学科、専攻科の専攻その他重要な施設の設置改廃に

関する事項

四 教育課程及び授業に関する事項

五 学生の入学、卒業その他身分に関する重要事項

六 学生の厚生補導に関する重要事項

七 教員の任免その他人事に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

2 教授会は、前項に掲げる事項のほか、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を取り扱う。

第九条 前二条に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第二章 学年、学期及び休業日

(学年)

第十条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(学期)

第十一条 学年を次の二期に分ける。

前期 四月一日から十月十五日まで

後期 十月十六日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第十二条 学年中の休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

春季休業 四月一日から四月七日まで

京都大学創立記念日 六月十八日

夏季休業 七月十一日から九月十日まで

冬季休業 十二月二十五日から翌年一月七日まで

2 学長は、必要があると認めた場合は、前項の休業日を変更することができる。

3 第一項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第三章 修業年限及び在学年限

#### (修業年限)

第十三条 学科の修業年限は、三年とする。

#### (在学年限)

第十四条 学生は、六年を超えて在学することができない。

ただし、第二十条第一項の規定により入学した学生は、同条第二項により定められる在学すべき年数の二倍に相当する年数を超えて在学することができない。

### 第四章 入学

#### (入学の時期)

第十五条 入学の時期は、学年の初め一回とする。

#### (入学資格)

第十六条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 高等学校を卒業した者

二 通常の課程による十二年の学校教育を修了した者

三 外国において、学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者

四 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

た者

五 文部大臣の指定した者

六 大学入学資格検定規程(昭和二十六年文部省令第十三号)により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

た者

#### (入学の出願)

第十七条 本学への入学を志望する者は、所定の期日までに、願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならぬ。

#### (入学者の選考)

第十八条 入学を志望する者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

#### (入学手続及び入学の許可)

第十九条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、入学に必要な書類を学長に提出するとともに、所定の入

学料を納めなければならない。ただし、特別の事由がある者については、別に定める入学料免除規程による。

2 学長は、前項の入学手続を終えた者に、入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第二十條 次の各号の一に該当する者で、本学に入学を志望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

一 本学を退学し、又は第三十一条第四号の規定により除籍された者

二 他短期大学又は大学に一年以上在学した者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が定める。

第五章 教育課程及び履修等

(授業科目及びその単位数)

第二十一条 本学において開設する一般教育科目、外国語科目、保健体育科目及び専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は、別表第一のとおりとする。

2 前項の授業科目のほか、臨時に必要と認める授業科目については、そのつど教授会が定める。

(単位の計算方法)

第二十二条 各授業科目の単位数は、一単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて四十五時間とし、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、一時間の講義に対し二時間の準備のための学修を必要とするものとし、十五時間の講義をもって一単位とする。ただし、必要があるものについては、二十二時間半又は三十時間の講義をもって一単位とする。

二 演習については、二時間の演習に対し一時間の準備のための学修を必要とするものとし、三十時間の演習をもって一単位とする。

三 実験・実習又は実技については、四十五時間の実験・実習又は実技をもって一単位とする。

(履修方法)

第二十三条 学生は、履修しようとする授業科目を登録しなければならない。

2 前項の登録をしない授業科目は、履修することができない。

3 授業科目の登録及び履修に関し必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第二十四条 履修した授業科目の成績の評価は、試験により行う。ただし、平素の成績又は提出論文をもって評価することもできる。

2 前項の成績の評価は、優、良、可及び不可とし、優、良及び可を合格とする。

(単位の認定)

第二十五条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第二十六条 短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む。)を卒業又は中途退学し、新たに本学の第一年度に入学した者が当該短期大学又は大学において修得した単位(以下「既修得単位」という。)については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものととして認定することがある。

2 前項の規定による単位の認定は、一般教育科目、外国語科目及び保健体育科目の単位として、十五単位を超えない範囲で行うものとする。

3 既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第六章 休学、転学科、転学、退学及び除籍

(休学)

第二十七条 疾病その他やむを得ない理由により引き続き三月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学が不適當と認められる者に対しては、学長は、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き一年を超えることができない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

4 休学期間は、通算三年を超えることができない。

5 休学期間に復学しようとする者は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

6 休学期間は、第十四条に規定する在学年限に算入しない。

(転学科)

第二十八条 転学科は、認めない。

(転学)

第二十九条 他の短期大学又は大学に転学しようとする者は、その理由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第三十条 退学しようとする者は、その理由を申し出て、

学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第三十一条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

一 疾病その他の事由により、成業の見込みがない者

二 第十四条に規定する在学年限を超えた者

三 第二十七条第四項に規定する期間を経過して、なお

修学できない者

四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

第七章 卒業

(卒業の要件)

第三十二条 卒業の要件は、本学に三年(第二十條第一項の規定により入学した者にあつては、同条第二項の規定により定められる在学すべき年数)以上在学し、次の表に定める各学科所定の単位数を修得することとする。

| 区 分    | 修 得 単 位 数 |          |             |          |
|--------|-----------|----------|-------------|----------|
|        | 看 護 学 科   |          | 衛 生 技 術 学 科 |          |
|        | 人文科学系     | 各系列四単位以上 | 各系列二単位以上    | 各系列四単位以上 |
| 一般教育科目 | 社会科学系     | 計 一〇単位以上 | 計 一〇単位以上    | 計 一〇単位以上 |
|        | 社会科学系     | 六単位以上    | 一〇単位以上      | 六単位以上    |
|        | 自然科学系     | 六単位以上    | 二〇単位以上      | 六単位以上    |
| 小 計    |           | 一六単位以上   | 二〇単位以上      | 一六単位以上   |
| 外国語科目  |           | 六単位以上    | 六単位以上       | 六単位以上    |
| 保健体育科目 |           | 二単位以上    | 二単位以上       | 二単位以上    |
| 専門教育科目 |           | 七八単位以上   | 七六単位以上      | 七七単位以上   |
| 合 計    |           | 一〇二単位以上  | 一〇四単位以上     | 一〇一単位以上  |

(卒業の認定)

第二十三条 前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に卒業証書を授与する。

第八章 表彰及び懲戒

(表彰)

第三十四条 学生として表彰に値する行為があつた者は、

教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第三十五条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて出席常でない者

三 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学三月以上にわたるときは、その期間は、第三十二条に規定する卒業要件の期間には算入しない。

第九章 授業料等

(授業料等の額)

第三十六条 本学の授業料、入学料及び検定料の額は、それぞれ、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令(昭和三十六年文部省令第九号)の定めるところによる。

(授業料の納付)

第三十七条 授業料は、次の二期に分け、それぞれ年額の二分の一に相当する額を所定の期間に納めなければならない。ただし、入学年度の第一期に係る授業料については、入学を許可される者が申し出た場合、入学を許可するときに納めるものとする。

第一期(四月から九月まで) 納期四月中

第二期(十月から翌年三月まで) 納期十月中

2 特別の事由がある者については、別に定める授業料免除及び徴収猶予規程による。

(休学の場合の授業料)

第三十八条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学した月の前月までの期間の授業料を免除する。ただし、休学する日が授業料の納付期限経過後であつて、授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については、この限りでない。

(復学の場合の授業料)

第三十九条 第一期又は第二期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの期間の授業料を、復

学した月に納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第四十条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの期間の授業料を納めなければならない。

(退学及び停学の場合の授業料)

第四十一条 第一期又は第二期の中途において退学若しくは転学し、又は除籍された者は、当該期分の授業料の全額を納めなければならない。

2 停学期間中であつても、授業料を納めなければならない。

(納付された授業料等)

第四十二条 納付された授業料、入学料及び検定料は、返還しない。

2 第三十七条第一項ただし書の規定により入学年度の第一期に係る授業料を納めた者が入学年度の前年度の三月三十一日までに入学を辞退し、かつ、申し出た場合にあつては、既に納めた授業料に相当する額を返還するものとする。

# 第十章 専攻科助産学特別専攻

(専攻科、目的及び学生定員)

第四十三条 本学に、専攻科助産学特別専攻(以下「専攻科」

という。)を置く。

2 専攻科は、短期大学の学科における看護に関する教育の基礎の上に、助産に関する最新の知識と技術を精深な程度において教授するとともに、その研究を指導し、高度な技術者を育成することにより、わが国母子保健の進展向上に寄与することを目的とする。

3 専攻科の学生定員は、次の表に掲げるとおりとする。

| 入 学 定 員 | 総 定 員 |
|---------|-------|
| 二〇名     | 二〇名   |

(専攻科主任)

第四十四条 専攻科に、専攻科主任を置き、本学の教授をもつて充てる。

2 専攻科主任は、専攻科の校務を処理する。

(修業年限)

第四十五条 専攻科の修業年限は、一年とする。

(在学年限)

第四十六条 専攻科の学生は、二年を越えて在学することができない。

(入学資格)

第四十七条 専攻科に入学することのできる者は、次の各

号の一に該当する者とする。

一 三年制の短期大学における看護に関する学科を卒業した者

二 外国において、学校教育における十五年の課程（最終の課程が看護又は助産に関するものに限る。）を修了した者

三 その他本学において第一号に掲げる者と同等以上の学力があると認めた者

（編入学、転入学及び再入学）

第四十八条 専攻科への編入学、転入学及び再入学は、認めない。

（授業科目及びその単位数）

第四十九条 専攻科において開設する専門教育科目に関する授業科目及びその単位数は、別表第二のとおりとする。

（休学）

第五十条 専攻科の学生の休学期間は、通算一年を超えることができない。

2 休学期間は、第四十六条に規定する在学年限に算入しない。

（修了の要件）

第五十一条 修了の要件は、専攻科に一年以上在学し、専

門教育科目三十単位以上を履修することとする。

（修了の認定）

第五十二条 前条の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に修了証書を授与する。

（準用規定）

第五十三条 第十条から第十二条まで、第十五条、第十七条から第十九条まで、第二十一条第二項、第二十二條、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条第一項、第二項及び第五項、第三十条、第三十一条並びに第三十四條から第四十二條までの規定は、専攻科に、これを準用する。この場合において、第三十一条第二号中「第四條」とあるのは「第四十六條」と、同条第三号中「第二十七條第四項」とあるのは「第五十條第一項」と、第四十條中「卒業」とあるのは「修了」と、第四十一条第一項中「退学若しくは転学し」とあるのは「退学し」と読み替えるものとする。

第十一章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

（研究生）

第五十四条 本学において、特定の専門事項について研究

を志望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第五十五条 本学の開設する授業科目のうち、特定の授業科目を聴講することを志望する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第五十六条 他の短期大学又は大学の学生で、本学の特定の授業科目を履修することを志望する者があるときは、当該短期大学又は大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

(外国人留学生)

第五十七条 外国人で、短期大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第五十八条 研究生、聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成二年四月一日から施行する。

2 改正後の第二十一条第一項、第三十二条、第四十九条及び第五十一条並びに別表第一及び別表第二の規定は、平成二年四月一日以後の入学者から適用し、同日前の入学者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第一

(イ) 看護学科の授業科目及び単位数

| 授業科目の区分等 |    | 単位<br>数 |   | 一般教育<br>科目 |   |   |   |   |       |   |   |   |   |
|----------|----|---------|---|------------|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|
|          |    |         |   | 人文科学系      |   |   |   |   | 社会科学系 |   |   |   |   |
| 授業科目     | 必修 | 選択      | 学 | 哲          | 倫 | 文 | 史 | 心 | 教     | 社 | 経 | 法 | 統 |
|          |    |         |   | 学          | 理 | 学 | 学 | 理 | 学     | 会 | 済 | 学 | 計 |
|          |    |         |   | 二          | 二 | 二 | 二 | 二 | 二     | 二 | 二 | 二 | 二 |

| 專<br>門<br>教<br>育<br>科<br>目 |             |             |                             |                            |                  | 合   | 保<br>健<br>體<br>育<br>科<br>目 | 外<br>國<br>語<br>科<br>目 | 自然科學系 |        |                        |             |             |             |   |   |   |   |
|----------------------------|-------------|-------------|-----------------------------|----------------------------|------------------|-----|----------------------------|-----------------------|-------|--------|------------------------|-------------|-------------|-------------|---|---|---|---|
|                            |             |             |                             |                            |                  |     |                            |                       | 計     | 數      | 情<br>報<br>科學<br>概<br>論 | 物<br>理<br>學 | 化<br>學      | 生<br>物<br>學 |   |   |   |   |
|                            |             |             |                             |                            |                  |     |                            |                       |       |        |                        |             |             |             |   |   |   |   |
| 藥<br>理<br>學                | 榮<br>養<br>學 | 生<br>化<br>學 | 形<br>態<br>機<br>能<br>學<br>II | 形<br>態<br>機<br>能<br>學<br>I | 醫<br>療<br>概<br>論 | 計   | 計                          | 保<br>健<br>體<br>育      | 計     | 仙<br>語 | 獨<br>語                 | 英<br>語<br>B | 英<br>語<br>A | 計           | 學 | 學 | 學 | 學 |
| 一                          | 一           | 一           | 一                           | 三                          | 一                | 一二  | 二                          | 一                     | 四     |        |                        |             | 四           | 六           |   |   |   | 二 |
|                            |             |             |                             |                            |                  | 三三一 | 一                          |                       | 六     | 二      | 二                      | 二           |             | 二四          | 二 | 二 | 二 |   |

|        |           |           |          |         |           |              |         |              |         |       |       |       |      |     |      |       |      |       |      |     |       |
|--------|-----------|-----------|----------|---------|-----------|--------------|---------|--------------|---------|-------|-------|-------|------|-----|------|-------|------|-------|------|-----|-------|
| 老人臨床看護 | 老人看護概論・保健 | 成人臨床看護III | 成人臨床看護II | 成人臨床看護I | 成人看護概論・保健 | 臨床看護総論II(実習) | 臨床看護総論I | 基礎看護技術II(実習) | 基礎看護技術I | 看護学概論 | 発達心理学 | 放射線医学 | 精神保健 | 関係法 | 社会福祉 | 公衆衛生学 | 微生物学 | 病理学II | 病理学I | 病理学 | 病理栄養学 |
| 一      | 一         | 二         | 四        | 四       | 二         | 二            | 二       | 二            | 三       | 二     |       |       | 二    | 一   | 一    | 一     | 二    | 一     | 一    | 二   | 一     |
|        |           |           |          |         |           |              |         |              |         |       | 一     | 一     |      |     |      |       |      |       |      |     |       |

第 15 章 併設学校等

| 科目<br>一般教育 |   |   |   |   |   |  | 授業科目の区分等 |  | 授業科目 |  | 必修 |  | 単位<br>数 |  | (ロ) 衛生技術学科の授業科目及び単位数 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------|---|---|---|---|---|--|----------|--|------|--|----|--|---------|--|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|            |   |   |   |   |   |  |          |  |      |  |    |  |         |  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 人文科学系      |   |   |   |   |   |  |          |  |      |  |    |  |         |  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 教          | 心 | 史 | 文 | 倫 | 哲 |  |          |  |      |  |    |  |         |  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 育          | 理 |   |   | 理 |   |  |          |  |      |  |    |  |         |  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 学          | 学 | 学 | 学 | 学 | 学 |  |          |  |      |  |    |  |         |  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 二          | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |  |          |  |      |  |    |  |         |  |                      |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 総計  |    | 計 |   |    |   |  |  |   |   |   |   |   |   | 計 |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
|-----|----|---|---|----|---|--|--|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--|--|
|     |    |   |   |    |   |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |
| 九〇  | 七八 | 三 | 三 | 一四 | 三 |  |  | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 | 二 |  |  |
| 三三三 | 二  |   |   |    |   |  |  |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |  |  |

| 専門教育科目 |      | 合  | 保健体育科目 |        | 外国語科目 |      |   |    |    |       |     |   |    |       |      |    |     |     |    |     |     |   |
|--------|------|----|--------|--------|-------|------|---|----|----|-------|-----|---|----|-------|------|----|-----|-----|----|-----|-----|---|
|        |      |    |        |        |       |      |   |    | 計  | 自然科学系 |     |   |    | 社会科学系 |      |    |     |     |    |     |     |   |
|        |      |    |        |        |       |      |   |    |    | 数     | 物   | 化 | 化  | 生     | 統    | 法  | 経   | 社   |    |     |     |   |
| 解剖学    | 医学概論 | 計  | 計      | 体育実技II | 体育実技I | 保健体育 | 計 | 仏語 | 独語 | 英語B   | 英語A | 計 | 数学 | 物理学   | 化学実習 | 化学 | 生物学 | 統計学 | 法学 | 経済学 | 社会学 |   |
| 二      | 一    | 一六 | 二      |        | 一     |      | 四 |    |    |       |     | 四 | 一〇 | 二     | 三    |    | 三   | 二   |    |     |     |   |
|        |      | 二八 | 一      | 一      |       |      | 六 | 二  | 二  | 二     |     |   | 二  |       |      | 一  |     |     | 二  | 二   | 二   | 二 |

|           |        |         |        |         |       |      |        |          |        |        |        |      |        |      |       |     |       |     |       |     |       |
|-----------|--------|---------|--------|---------|-------|------|--------|----------|--------|--------|--------|------|--------|------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 臨床検査総論実習A | 臨床検査総論 | 臨床病理学総論 | 臨床医学総論 | 公衆衛生学実習 | 公衆衛生学 | 医用英語 | 実験用動物学 | 医用工学概論実習 | 医用工学概論 | 検査機器総論 | 情報科学概論 | 医動物学 | 微生物学実習 | 微生物学 | 生化学実習 | 生化学 | 病理学実習 | 病理学 | 生理学実習 | 生理学 | 解剖学実習 |
| 一         | 二      | 二       | 二      | 一       | 二     |      |        | 一        | 一      | 二      | 一      | 一    | 一      | 二    | 一     | 三   | 一     | 二   | 一     | 二   | 一     |
|           |        |         |        |         |       | 二    | 一      |          |        |        |        |      |        |      |       |     |       |     |       |     |       |

|           |        |         |           |       |         |      |         |         |       |          |          |        |          |       |          |          |           |     |           |        |           |        |
|-----------|--------|---------|-----------|-------|---------|------|---------|---------|-------|----------|----------|--------|----------|-------|----------|----------|-----------|-----|-----------|--------|-----------|--------|
| 臨床検査総論実習B | 検査管理総論 | 病理組織細胞学 | 病理組織細胞学実習 | 臨床生理学 | 臨床生理学実習 | 臨床化学 | 臨床化学実習A | 臨床化学実習B | 臨床血液学 | 臨床血液学実習A | 臨床血液学実習B | 臨床微生物学 | 臨床微生物学実習 | 臨床免疫学 | 臨床免疫学実習A | 臨床免疫学実習B | 放射性同位元素検査 | 技術学 | 放射性同位元素検査 | 技術学実習A | 放射性同位元素検査 | 技術学実習B |
| 二         | 二      | 一       | 三         | 三     | 三       | 二    | 一       | 三       | 二     | 二        | 二        | 二      | 三        | 三     | 一        | 三        | 一         | 一   | 一         | 一      | 一         | 一      |
|           |        |         |           |       |         |      |         |         |       |          |          |        |          |       |          |          |           |     |           |        |           | 一      |

| 専門教育科目      |             |       |       |       |     |       |             |       |     |      | 合  | 保健体育科目 |   |       | 外国語科目 |      |   |    | 計 |    |     |
|-------------|-------------|-------|-------|-------|-----|-------|-------------|-------|-----|------|----|--------|---|-------|-------|------|---|----|---|----|-----|
| リハビリテーション医学 | リハビリテーション概論 | 臨床心理学 | 病理学概論 | 運動学実習 | 運動学 | 生理学実習 | 生<br>理<br>学 | 解剖学実習 | 解剖学 | 医学概論 |    | 計      | 計 | 体育実技Ⅱ | 体育実技Ⅰ | 保健体育 | 計 | 仏語 |   | 独語 | 英語B |
| 一           | 一           | 一     | 二     | 一     | 二   | 一     | 三           | 二     | 三   | 一    | 一四 | 二      |   | 一     | 一     | 四    |   |    |   | 四  | 八   |
|             |             |       |       |       |     |       |             |       |     |      | 二九 | 一      | 一 |       |       | 六    | 二 | 二  | 二 |    | 二三  |

|           |         |         |       |       |          |        |        |      |        |      |           |         |       |        |       |      |      |       |     |        |
|-----------|---------|---------|-------|-------|----------|--------|--------|------|--------|------|-----------|---------|-------|--------|-------|------|------|-------|-----|--------|
| 理学療法技術論実習 | 理学療法技術論 | 義肢装具学実習 | 義肢装具学 | 生活環境論 | 日常生活活動実習 | 日常生活活動 | 物理療法実習 | 物理療法 | 運動療法実習 | 運動療法 | 理学療法評価法実習 | 理学療法評価法 | 臨床運動学 | 理学療法概論 | 人間発達学 | 小児科学 | 精神医学 | 整形外科学 | 内科学 | 一般臨床医学 |
| 二         | 二       | 一       | 二     | 一     | 一        | 一      | 一      | 二    | 二      | 三    | 一         | 二       | 一     | 三      | 一     | 一    | 二    | 三     | 二   | 一      |
|           |         |         |       |       |          |        |        |      |        |      |           |         |       |        |       |      |      |       |     |        |

| 一般教育<br>科目 |   |   |   |   |       |   |   |   |   | 授業科目の区分等 |  | 授業科目 |    | 単位数 |  |
|------------|---|---|---|---|-------|---|---|---|---|----------|--|------|----|-----|--|
| 社会科学系      |   |   |   |   | 人文科学系 |   |   |   |   | 授業科目の区分等 |  | 授業科目 |    | 単位数 |  |
| 生          | 統 | 法 | 経 | 社 | 教     | 心 | 史 | 文 | 倫 | 哲        |  | 必修   | 単位 |     |  |
| 物          | 計 |   | 済 | 会 | 育     | 理 |   | 学 | 理 | 学        |  | 選択   | 数  |     |  |
| 学          | 学 | 学 | 学 | 学 | 学     | 学 | 学 | 学 | 学 | 学        |  |      |    |     |  |
| 二          | 二 |   |   |   | 二     | 二 |   |   |   |          |  |      |    |     |  |
|            |   | 二 | 二 | 二 |       |   | 二 | 二 | 二 | 二        |  |      |    |     |  |

(二) 作業療法学科の授業科目及び単位数

| 総計 |    | 授業科目 |      |       |        |      |        | 単位数 |  |
|----|----|------|------|-------|--------|------|--------|-----|--|
| 計  |    | 原書講読 | 医学英語 | 研究方法論 | 運動発達療法 | 臨床実習 | 臨床評価実習 |     |  |
| 九一 | 七七 |      |      | 二     | 二      | 一五   | 三      |     |  |
| 三一 | 二  | 一    | 一    |       |        |      |        |     |  |

| 専門教育科目 |  |  |  |  |  |  | 合 | 保健体育科目 |  |  | 外国語科目 |  |  |  |       |  |  |  |  |
|--------|--|--|--|--|--|--|---|--------|--|--|-------|--|--|--|-------|--|--|--|--|
|        |  |  |  |  |  |  |   |        |  |  |       |  |  |  |       |  |  |  |  |
|        |  |  |  |  |  |  |   |        |  |  |       |  |  |  | 自然科学系 |  |  |  |  |

|   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|
| 一 | 二 | 一 | 三 | 二 | 三 | 一 | 一四 | 二 |   | 一 | 一 | 四 |   |   |   | 四 | 八  |   |   |   |   |
|   |   |   |   |   |   |   | 二九 | 一 | 一 |   |   | 六 | 二 | 二 | 二 |   | 二二 | 二 | 二 | 二 | 二 |

| 作業療法技術論 | 作業治療学II実習 | 作業治療学II | 作業治療学I実習 | 作業治療学I | 作業療法評価法実習 | 作業療法評価法 | 基礎作業学実習 | 基礎作業学 | 作業療法管理学 | 作業療法概論 | 人間発達学 | 小児科学 | 精神医学 | 神経内科学 | 整形外科学 | 内科学 | 一般臨床医学 | リハビリテーション医学 | リハビリテーション概論 | 臨床心理学 | 病理学概論 |
|---------|-----------|---------|----------|--------|-----------|---------|---------|-------|---------|--------|-------|------|------|-------|-------|-----|--------|-------------|-------------|-------|-------|
| 二       | 一         | 一       | 二        | 六      | 一         | 一       | 三       | 一     | 一       | 二      | 一     | 一    | 三    | 二     | 二     | 二   | 一      | 一           | 一           | 一     | 二     |
|         |           |         |          |        |           |         |         |       |         |        |       |      |      |       |       |     |        |             |             |       |       |

別表第二

専攻科助産学特別専攻の授業科目及び単位数

| 専門教育科目 |       |        |       |       |       | 授業科目の区分 |          |
|--------|-------|--------|-------|-------|-------|---------|----------|
|        |       |        |       |       |       | 授業科目    | 単位数      |
| 助産技術学  | 助産診断学 | 母子行動科学 | 生殖科学Ⅲ | 生殖科学Ⅱ | 生殖科学Ⅰ | 助産学概論   | 必修<br>選択 |
| 四      | 四     | 二      | 一     | 二     | 一     | 一       |          |

| 総計 |    | 臨床評価実習 | 外書講読 | 医学英語 | 作業療法演習 | 作業療法特論 | 研究方法論 | 臨床実習 | 職業適応論 | 作業療法技術論実習 |
|----|----|--------|------|------|--------|--------|-------|------|-------|-----------|
| 九二 | 七八 | 三      |      |      | 一      | 一      | 一     | 一八   | 一     | 二         |
| 三一 | 二一 |        | 一    | 一    |        |        |       |      |       |           |

改正 平三・三・一二規程一号、四・一規程二号、平四・一・三三規程一号

| 計  | 助産学研究Ⅱ | 助産学研究Ⅰ | 助産業務管理実習 | 助産業務管理 | 地域母子保健実習 | 地域保健 | 助産学実習Ⅱ | 助産学実習Ⅰ | 助産技術学特論 |
|----|--------|--------|----------|--------|----------|------|--------|--------|---------|
| 二九 |        | 二      | 一        | 一      | 一        | 一    |        | 八      |         |
| 四  | 一      |        |          |        |          |      | 二      |        | 一       |